

令和7年第4回

置戸町議会定例会会議録

令和7年9月10日開会

令和7年9月11日閉会

置戸町議会

令和7年第4回置戸町議会定例会（第1号）

令和7年9月10日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第38号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 7 議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 15 詮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 認定第 1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 3号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 認定第 7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 報告第 7号 令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 24 報告第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 25 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 26 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 37 号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 38 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 7 議案第 39 号 令和 7 年度置戸町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 40 号 令和 7 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 41 号 令和 7 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 42 号 令和 7 年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 43 号 令和 7 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 44 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 45 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 14 議案第 46 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 15 諒問第 1 号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 認定第 1 号 令和 6 年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 令和 6 年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 令和 6 年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 令和 6 年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 令和 6 年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 令和 6 年度置戸町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 認定第 7 号 令和 6 年度置戸町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 報告第 7 号 令和 6 年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 24 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 25 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 26 報告第 10 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1番	嘉 藤 均	議員	2番	前 田 篤	議員
3番	石 井 伸 二	議員	4番	石 村 吉 博	議員
5番	柏 原 勝	議員	6番	山 田 耕 平	議員
7番	阿 部 光 久	議員	8番	岩 藤 孝 一	議員

○欠席議員（〇名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川	正美	副町長	蓑島	賢治
会計管理者	石森	実	企画財政課長	大戸	基史
総務課長	坂森	誠二	総務課参与	鈴木	義徳
町民生活課長	須貝	智晴	産業振興課長	鈴木	伸哉
施設整備課長	塚田	良	地域福祉センター所長	菅原	嘉仁
総務課長補佐	尾崎	岳史	企画財政課長補佐	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	五十嵐	勝昭
社会教育課長	森	下辰	森林工芸館長 兼図書館長	小野寺	孝弘

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂森誠二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 今西美紀子

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	岡部	信一	議事係	前元	皇希
臨時事務職員	中田	美紀			

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和7年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって5番 柏原勝議員及び6番 山田耕平議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第37号から議案第46号。
- ・認定第1号から認定第7号。
- ・承認第2号。
- ・諮問第1号。
- ・報告第7号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・報告第8号及び報告第9号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・報告第10号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

6番 山田耕平議員。

○6番 山田議員〔登壇〕 それでは、北見地区消防組合議会の結果報告を行いたいと思います。

去る、令和7年7月10日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について、報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月10日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は、2件であります。

初めに、議案第1号 令和7年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ1,377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億2,527万5,000円とするものです。

置戸町関係分では、本年6月の第3回置戸町議会定例会で総務課参与からの説明がありました歳出、置戸消防支署費では、救急救命士の病院実習に係る必要経費として14万円を増額補正計上し、置戸消防施設費では、消防車両修繕に係る経費として28万8,000円を増額補正計上しました。

歳入、繰越金では551万5,000円を追加し、既定予算の財源調整を行い、消防組合負担金の508万7,000円の減額であります。

次に、報告第1号 損害賠償の額を定め和解することに関わる「専決処分」についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により議会の権限に属する軽易な事項として指定された少額の損害賠償に関し賠償額を定め、和解することについて専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号に対する質疑、討論を行い、原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和7年9月10日、報告者、山田耕平。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月12日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申出がありますので発言を許可します。

町長。

○深川町長〔登壇〕 おはようございます。2点行政報告を申し上げます。

1点目といたしましては、本年の気象状況及び農作物の生育状況について報告をいたします。資料の置戸町の農作物生育概要をご参照願います。

本年は昨冬からの凍結深度が深く、雪解けが例年に比べ遅くなりました。さらに4月の平均気温は前年より低く、また29日には20ミリを超す降雨などにより作物全般のは種作業は遅れました。5

月は平均気温も前年並みに推移しましたが、小雨干ばつ傾向となり、6月に入てもまとまった雨が降らない状況が続くとともに、気温の急激な上昇により成長期を迎えた作物の生育が心配されるなか、11日には集中豪雨により勝山地区では落雷による停電や降雹に見舞われ、作物への影響が危惧されました。幸い作物への被害は見られませんでした。

7月は30度を超す記録的な猛暑日が続くとともに、2週間以上も雨が降らなかったことから秋まき小麦は成熟が進み、例年より1週間早く収穫作業を終え、乾燥重量は10俵を超えたものの、干ばつの影響などにより登熟不良により製品歩留まりは相当低くなると見込まれております。8月に入るとまとまった雨と生育適温が続いたことから回復傾向にありましたが、6月、7月の高温小雨の影響により、たまねぎは小玉が多く、収量、品質ともに影響が出ることが懸念されております。

それでは9月1日現在の主要農作物の生育状況につきましてはお手元の資料のとおりではあります
が、その概要を申し上げます。

秋まき小麦から報告いたします。は種始が昨年9月17日に始まり、は種終も9月26日と平年並みに終了し、越冬前の気温は平年より高く、根雪始は12月22日、融雪期は本年4月5日となりました。雪腐病の発生は見られなかったものの、一部に大粒菌核病、軽度の凍害やコムギ縞萎縮病の発生が見られております。

起生期、幼穂形成期、止葉期、出穂期は平年並みで推移しましたが、その後、特に6月中旬以降気温が高く、小雨傾向で推移したことから、成熟期は平年より9日ほど早まり、出穂期から成熟期までの登熟日数は40日と、平年よりも9日短くなっています。

これにより、収穫は平年より10日早く始まり、7月24日には終了し、収量は良好だった昨年を反収で32キロ下回ったものの、平年並みの611キロとなりました。しかし、小雨、高温、登熟日数の減少により、製品歩留は平年よりも低くなることが見込まれます。

春まき小麦は融雪期が遅くなり、は種期、出芽期も平年よりも遅れましたが、その後は適度な降雨により出芽状況は良好でありました。出芽後は高温が続き、生育が進んだため、出穂期は平年並みとなりましたが、以降も高温が続き、加えて小雨傾向で推移したため、秋まき小麦同様登熟が早まり、成熟期は平年より13日早くなり、収穫は大型コンバイン導入の能力アップもあり、平年より8日早い7月31日に終了しております。

収量は前年より反収で76キロ減の394キログラムと少なく、平年と比べてもやや少なくなっています。また、一部で穂発芽も見られ、製品歩留まりは平年よりも低いことが見込まれております。

ばれいしょは植え付け時期に降雨が続き、平年より作業が遅くなり、萌芽期も遅れた状況となりました。その後は気温が平年より高く推移し生育が進んだため、着蕾期、開花期は平年並みと取り戻しております。茎葉黄変期は7月4半旬以降の断続的な雨により、7日遅れとなっております。

収穫は平年並みの8月6日に始まりましたが、収量についてはまだ未確定であるものの、品質面では中心空洞は少ないものの、高温、乾燥状況のあとに降雨が続いたことから二次生長が発生しており、また一部でそうか病の発生圃場が散見されており、品質低下が懸念されております。

次にてんさいについて申し上げます。移植栽培は移植期の降雨の影響によりやや遅くなり、6月から7月の少雨、高温により下葉の黄変等が発生し、生育が一時停滞したものの、7月中旬以降の適度な降雨により、9月1日現在の生育状況は、根周が33.6センチと平年並みまで回復しております。

病害虫ではヨトウガが例年より早く発生し、食害株もありましたが、防除により被害程度は小さく抑えられ、また褐斑病も7月下旬に発生が確認されて以降、速やかな防除により抑えることができております。

直播栽培は、は種作業期に融雪期が遅れ、さらに作業直前の降雨が続いたことにより8日遅れとなりました。出芽期もやや遅れたものの、その後の適度な降雨により出芽状況は良好でありました。降霜はあったものの影響はなく生育は推移し、その後高温、小雨により生育が遅れたものの、7月4半旬以降は適度な降雨があり、生育は回復傾向であります。9月1日現在の根周は30.2センチと平年よりやや小さい状況でありますが、移植栽培同様に今後の適切な防除が重要となっております。

次に大豆は、は種期、は種終ともに平年並みに終了しております。は種後の低温により出芽はやや遅ましたが、以降は高温で推移し、開花期は平年より10日以上早く順調に推移しましたが、8月9日と11日に短時間で激しい降雨があったことにより、一部倒伏した圃場も散見されております。その後の生育は順調に推移しており、着莢数は平米あたり723個と北見地区作況の平均値に比べて約20%多く、収量に期待が持てる生育状況であります。

たまねぎは、ハウス内のは種作業は平年より早く終了しました。降雨により移植期が遅れたものの、移植終はほぼ平年並みに終了し、5月中旬は高温と適度な降雨により活着は良好でありました。しかし、5月下旬から6月上旬にかけての低温により、とう立ち抽苔が懸念されたものの影響はありませんでした。

その後、6月中旬からは高温により生育は順調に推移し、球肥大期はほぼ平年となりましたが、その後も高温傾向が続き、倒伏期は平年より11日も早くなっています。9月11日現在の生育は球径6.5センチと平年の8センチを大きく下回る小玉傾向となっており、収穫始めは平年より早くなり作業が進んでおりますが、収量は平年を下回る見込みとなっております。

牧草の1番草についてですが、融雪が遅く萌芽期は平年よりやや遅く迎えました。その後の生育は平年並みに推移し、出穂期も平年並みであります。収穫作業については、収穫期、収穫終とも好天に恵まれ、平年より早く終了し、反収は2,505キログラム、平年比103%とやや平年よりやや良かったものとなっております。なお、2番草は高温小雨の影響により草丈は短い状況で、収量は減少する見込みであります。

飼料用とうもろこし、デントコーンにつきましては、は種作業は平年並みに進み、その後の高温により絹糸抽出期並びに乳熟期は平年より進んでいますが、草丈はやや短い状況であります。9月に入り収穫作業が本格化してまいりますが、水害や繁忙期の農作業事故等の発生がないことを願い、農業者、関係者が笑顔で豊饒の秋を迎えることができますことを祈念するものでございます。

以上申し上げまして農作物の作況状況といたします。

続きまして、本年度の網走開発建設部、網走中部森林管理署及びオホーツク総合振興局の本町における直轄事業について、一部未発注、未着工、未完成の事業も含め、本年度の事業を取りまとめましたので報告いたします。

お手元の資料、国及び北海道の置戸町地域実施事業をご参照ください。

1ページ目、まずははじめに網走開発建設部北見道路事務所管工事であります、表中の上段から置戸道路維持除雪外一連工事、その他3件、一般国道242号線に係る維持補修工事といたしまして、

計4件、1億1,853万8,000円、その下、北見河川事務所所管工事では常呂川維持工事外計3件、2,631万9,966円、鹿ノ子ダム維持工事1件、2,860万円、道路河川事業を合わせまして8件、合計1億7,345万7,966円で網走開発建設部で維持補修工事が進められています。

次のページに移ります。網走中部森林管理署所管の事業につきましては、平成28年8月に北海道に上陸しました4つの台風により被災した、白滝の沢の治山工事1件、5,722万2,181円が進められております。こちらの工事は鹿ノ子ダム奥にある森林体験交流センター上部の国有林の沢で土砂流出、崖崩れの対応をする工事となってございます。

次のページに移ります。北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部所管事業につきましては、道路工事として北光置戸線・常元中里線の舗装工事及び愛の川橋外2橋の橋梁補修工事、計2件、6,581万3,000円。河川工事といたしまして、オンネアンズ川砂防堤体補修工事3,753万6,318円、合わせまして3件、1億334万9,318円で維持補修工事が進められております。

また、資料に記載はありませんが、北海道の道路維持作業として、境野市街地の道道50号線、北見置戸線において、豪雨時に詰まりやすい側溝マンホールの明渠化、雨水管の設置畦畔の造成と町の防災工事を連携を取りながら雨水対策が進められております。

最後のページになります。中部耕地出張所の事業につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業による拓実北地区の農地整備2件、合計1億3,510万円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業は全部で14件、総額4億6,912万9,465円で事業工事が進められております。

以上、今まで報告を受けております本町における国及び道所管の各種事業概要について報告をさせていただきました。

以上2点、行政報告とさせていただきます。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 承認第2号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました承認第2号 専決処分の承認につきましては産業振興課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 承認第2号についてご説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認について。

令和7年度置戸町一般会計補正予算（第2号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、

地方自治法第179条第1項の規定に基づいて、令和7年7月28日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。左のページは専決処分書の写しとなりますので説明を省略いたします。

右のページになります。

令和7年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億9,482万5,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。

第1表 岁入歳出予算の補正についてご説明いたしますので、別冊の令和7年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページを開いてください。

下段、歳出から説明いたします。

（以下、産業振興課長説明、記載省略。令和7年度置戸町一般会計補正予算（第2号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで承認第2号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、承認第2号 専決処分の承認について。

令和7年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

第1条 岁入歳出予算の補正は別冊、令和7年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）。

4ページ、5ページ。下段、歳出から進めます。

3. 岁出。6款農林水産業費、2項林業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 岁入。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第37号 議案第37号 置戸町議会議員及び
置戸町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正
する条例から

◎日程第14 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変
更についてまで

—— 10件 一括議題 ——

○岩藤議長 日程第5 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例から日程第14 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規
約の変更についてまでの10件を一括議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙に
おける選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては総務課長より説明申し
上げます。また、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましても総務課長が説
明を申し上げます。

なお、この間の各議案につきましてはそれぞれ所管する課長が説明を申し上げます。

〈議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第37号について説明をいたします。

議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例。

置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第1
6号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の内容ですが、公職選挙法施行令の一部改正があり、国政選挙において選挙運動用
ビラ等の作成に要する経費に関する限度額を引き上げる改正があったことから、置戸町議会議員及び
置戸町長選挙においても同様の改正を行うものです。

改正内容でございますが、置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条で規定されております選挙運動用ビラの作成単価を7円73銭から8円38銭に改めるものです。

附 則

この条例は交付の日から施行する。

なお、議案第37号説明資料、置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表は後ほどご参照願います。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に議案第38号 損害賠償の額の決定について。

施設整備課長。

○塚田施設整備課長 議案第38号について説明をいたします。

損害賠償の額の決定について。

自動車事故による損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 損害賠償の相手方 賠償の相手方の住所氏名につきましては記載のとおりとなります。

2 事故の概要につきましては、令和7年6月20日、町内の民間施設において、関係団体とのおけと夏まつりに関わる打ち合わせ終了後、産業振興課職員が同施設駐車場から公用車を後退させていたところ、確認不足により、路上に停車していた相手方車両の右前方部分に衝突し、右側フロントライト、バンパー、フェンダー等を破損させたものです。

3 損害賠償の額につきましては、内訳から車両66万2,332円、代車代金14万3,000円、レッカ一代金2万6,620円、帰宅費用1万500円、合計842,452円となっております。

4 町の過失割合につきましては完全に被害者の車両が停車していたことから、町側が10割となります。

事故の詳細についてですが、令和7年6月20日12時50分頃、町道置戸市街裏通り線に隣接する飲食店駐車場より公用車の農林ジープをバックで発信させた際、町道に停車していた被害者車両に追突し破損させたものです。

被害状況ですが、被害車両につきましては右側フロントライト、バンパー、フェンダー等が破損しました。また、乗車されていた方はいなかったことから負傷者等は発生しておりません。町の農林ジープにつきましては車高が高く、シャシー部分での衝突となったことから、目立った損傷はない状況でございます。

今回の事故につきましては公務中により全額保険適用となりますが、運転手の後方不注意っていうのが原因であったことから、改めて職員の安全運転の実施を図るとともに、バック駐車を徹底するなど、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上で議案第38号の説明を終わります。

〈議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 次に議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

企画財政課長。

○大戸企画財政課長 議案第39号について説明いたします。

議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度置戸町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,396万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億879万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、後ほど別冊の令和7年度置戸町一般会計補正予算事項別別明細書（第3号）により説明いたします。

はじめに、第2表 地方債補正について説明いたしますので3ページをお開きください。第2表 地方債補正、1.（追加）ですが、水利施設等保全高度化事業につきまして、道営土地改良分担金として80万円の地方債の発行を予定しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表に記載のとおりです。

次に4ページをご覧ください。

2. 変更になりますが、養護老人ホームエアコン設置工事他2件につきましては工事が竣工し、執行残を減額したことによる限度額の変更です。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

次に、事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページ、12ページをご覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。当該年度中、増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。

3. その他 （2）過疎対策事業債の欄は今回の補正に係る変更で150万円を減額し、7億7,230万円となり、下段の合計欄では本年度の起債見込額も150万円の減額、8億2,580万円となります。

一番右側の列の合計欄ですが、令和7年度末の現在高見込額は44億5,391万4,000円となります。

以上で第2表 地方債補正の説明を終わります。

引き続き第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので事項別明細書、6ページ、7ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算事項別別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。

10時50分から再開します。

休憩 10時36分
再開 10時51分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○須貝町民福祉課長 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

令和7年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,584万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、町民課長説明、記載省略。令和7年度置戸町国民保険特別会計補正予算（第1号）、別添のとおり）

〈議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和7年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,553万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊の令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明をいたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、町民生活課長説明、記載省略。令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 議案第42号について説明いたします。

令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,070万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、別添のとおり）

〈議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 議案第43号について説明いたします。

令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,418万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、地域福祉センター所長説明、記載省略。令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、別添のとおり）

〈議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第44号について説明いたします。

議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のように変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由でございますが、令和7年3月31日付で、江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、組合から脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約別表第1の表から江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものでございます。

附 則

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、議案第44号説明資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

〈議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第45号について説明をいたします。

議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合契約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由でございますが、同様に令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、組合から脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約、別表（2）一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項から「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するものです。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

なお、議案第45号説明資料、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で議案題45号の説明を終わります。

〈議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について〉

○岩藤議長 次に、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

総務課長。

○坂森総務課長 議案第46号について説明をいたします。

議案第46号 北海道市町村総合事務組合契約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組

合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合契約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由ですが、同じく令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、組合から脱退したことに伴い、北海道市町村総合事務組合規約、別表第1檜山振興局の項と、別表第2の9の項から「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削除するものです。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

なお、議案第46号説明資料、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで議案第37号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 諒問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○岩藤議長 日程第15 諒問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました諒問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本町人権擁護委員候補に次の者を推薦いたたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により諒問するものでございます。

推薦いたします方は磯川直文氏でございます。住所、生年月日につきましては議案に記載のとおりでございます。

磯川氏の経歴について申し上げます。磯川氏は昭和55年、大谷専修学院本科を卒業後、昭和60年境野に開設されております宗教法人良誓寺の代表役員になっておられます。主な公職歴といしましては、平成7年4月から8年間平成15年まで、昭和32年に開設されました、良誓寺で開設されました置戸町へき地保育所境野保育園長を先代の住職から引き継がれております。

その後、そのほかに平成10年10月から平成15年5月までは置戸町民生委員推薦会委員を担っておられます。また、昭和10年12月からは置戸町町営住宅入居選考委員会委員を10期連続で担っていただいております。

なお、今回の議案にあります法務省所管の人権擁護委員につきましては、平成16年より7期21年その任を担っていただいておりますが、本年12月31日をもって任期を迎えますので、そのキャリアを活かし、引き続き人権擁護委員として人権相談や人権尊重の普及のために活動をお願いいたしましたく議会にお諮りするものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任者に推薦決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮詢第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任者とすることに推薦決定しました。

◎日程第16 認定第 1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第22 認定第 7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決
算の認定についてまで

—————7件 一括議題—————

○岩藤議長 日程第16 認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日
程第22 認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題
とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算
の認定についてから認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定につきましては、企画
財政課長より説明申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 認定第1号から認定第7号について説明いたします。

令和6年度の各会計決算につきましては、5月30日及び6月24日に会計管理者より提出があり、
内容を精査のうえ、関係書類を添えて7月11日に監査委員の審査に付したところです。8月26日、
監査委員より審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法
第30条第4項の規定により本定例会に提案し、議会の認定に付するものです。

次に、お配りしました資料ですが、黄色の表紙のものは、令和6年度置戸町一般会計・特別会計決
算書です。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書を会
計毎にまとめ、155ページからは財産の運用に関する調書、167ページに資金運用状況調書を添
付しており、簡易水道及び下水道事業会計決算書をそれぞれ別冊でお配りしております。

このほか法に定める資料として、各会計決算に関わる主要な施策の成果に関する説明資料、監査委
員の審査意見書、参考資料として令和6年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料を添付してお

ります。

〈認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 それでは、認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計毎の実質収支に関する調書で説明いたしますので、黄色の表紙の令和6年度置戸町一般会計・特別会計決算書、82ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額49億4,022万3,000円、歳出総額47億7,934万8,000円、歳入歳出差引額は1億6,087万5,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額871万6,000円を差し引いて、実質収支額は1億5,215万9,000円となります。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億1,000万円とし、減債基金に積み立てております。残りました4,215万9,000円は令和7年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第2号について説明しますので、決算書、106ページをお開きください。

認定第2号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億9,470万7,000円、歳出総額3億9,236万2,000円、歳入歳出差引額は234万5,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は234万5,000円となります。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は225万5,000円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てました。残りました9万円は令和7年度に繰り越しました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第3号について説明いたしますので、決算書、118ページをお開きください。

認定第3号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額6,340万円、歳出総額6,335万8,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は4万2,000円となります。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第4号について説明しますので、決算書140ページを開きください。

認定第4号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億5, 394万4, 000円、歳出総額3億5, 152万6, 000円、歳入歳出差引額は241万8, 000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は241万8, 000円となります。実質収支の額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入額を全額の241万8, 000円とし、介護給付費準備基金に積み立てました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第5号について説明いたしますので、決算書154ページをお開きください。

認定第5号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額並びに歳出総額は、いずれも2, 333万9, 000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第6号について説明いたしますので、別冊の令和6年度置戸町簡易水道事業会計決算書をお開きください。

別冊になります。1ページ、2ページ目をお開きください。

認定第6号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計決算の認定について。

令和6年度置戸町簡易水道事業決算報告書をご覧ください。

1 収益的収支及び支出の上段、収入については営業収益及び営業外収益等を合わせた水道事業収益の決算額は消費税を含め2億910万4, 653円に対し、下段、支出については営業費用、営業外費用等を合わせた水道事業費用の決算額は消費税を含め2億698万9, 863円であります。

次のページをお開きください。

2 資本的収入及び支出の上段、収入については企業債及び補助金等を合わせた資本的収入の決算額は消費税含め1億8, 429万7, 468円に対し、下段、資本的支出は消費税を含め1億8, 434万7, 468円となり、資本的収入額は資本的支出額に不足する5万円につきましては欄外、下段の記載のとおり当該年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、5ページを開きください。損益計算書になります。1ページで説明いたしました収益的支出の税抜き処理後の数値となり、下から4段目にあるとおり当該年度の純利益は352万4, 274円となり、黒字決算であります。

剰余金の処理について説明いたしますので、7ページを開きください。

令和6年度置戸町簡易水道事業剰余金処分計算書のとおり、置戸町公営企業の設置等に関する条例第8条の規定により減債基金に全額積み立てるものです。

以上で認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定について〉

○大戸企画財政課長 続きまして、認定第7号について説明いたしますので、別冊の置戸町下水道事業会計決算書、1ページ目を開きください。

認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定について。

令和6年度置戸町下水道事業決算報告書をご覧ください。

1 収益的収入及び支出の上段、収入については、営業収益及び営業外収益等を合わせた下水道事業収益の決算額は、消費税を含め2億1,698万8,048円に対し、下段、支出については、営業費用及び営業外費用等を合わせた下水道事業費用の決算額は、消費税を含め2億1,853万7,461円あります。

次のページをお開きください。

2 資本的収入及び支出の上段、収入については他会計補助金及び他会計負担金等を合わせた資本的収入の決算額は6,587万7,576円に対し、下段、資本的支出は6,592万7,576円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する5万円につきましては欄外、下段の記載のとおり当該年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に5ページを開きください。損益計算書になります。

1ページで説明いたしました収益的支出の税抜き処理後の数値となり、下から3段目にあるとおり、当該年度の純損失は154万9,413円となり、赤字決算となりました。

欠損金の処理について説明いたしますので、7ページをお開きください。

令和6年度置戸町下水道事業欠損金処理計算書のとおり、繰越欠損金154万9,413円とし、処理しております。

以上で認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○岩藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 令和6年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 令和6年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 令和6年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 令和6年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 令和6年度置戸町簡易水道事業会計決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和6年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和6年度置戸町下水道事業会計決算の認定についてまでの7件については、いずれも6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 嘉藤均議員、3番 石井伸二議員、4番 石村吉博議員、5番 柏原勝議員、6番 山田耕平議員、7番 阿部光久議員、以上6人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよ

う、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口答を持って通知します。

◎日程第23 報告第7号 令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

○岩藤議長 日程第23 報告第7号 令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第7号 令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 報告第7号についてご説明いたします。

令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となります。財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の令和6年度置戸町財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明いたします。

1の財政健全化の比率についてですが、令和6年度における健全判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はありません。実質公債費比率が9.4%となり、前年度より1.2ポイント上がりました。なお、自主的な財政健全計画などが義務付けられる早期健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされている経営健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の令和6年度財政健全化及び経営健全化の審査意見についてですが、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎日程第24 報告第8号 専決処分の報告について

○岩藤議長 日程第24 報告第8号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 報告第8号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第25 報告第9号 専決処分の報告について

○岩藤議長 日程第25 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 報告第9号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分の報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済みとします。

◎日程第26 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第26 報告第10号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 監査委員が令和7年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済みとします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時50分

令和7年第4回置戸町議会定例会（第2号）

令和7年9月11日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第38号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 13 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第 14 意見書案第9号 國土強靭化に資する社会资本整備等に関する要望意見書
- 日程第 15 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第38号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 5 議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 10 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

- 日程第11 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
 日程第12 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
 日程第13 決議案第1号 事務検査に関する決議
 日程第14 意見書案第9号 土地強靭化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
 日程第15 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1番 嘉藤 均 議員	2番 前田 篤 議員
3番 石井 伸二 議員	4番 石村 吉博 議員
5番 柏原 勝 議員	6番 山田 耕平 議員
7番 阿部 光久 議員	8番 岩藤 孝一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長 深川 正美	副町長 萩島 賢治
会計管理者 石森 実	企画財政課長 大戸 基史
総務課長 坂森 誠二	総務課参与 鈴木 義徳
町民生活課長 須貝 智晴	産業振興課長 鈴木 伸哉
施設整備課長 塚田 良	地域福祉センター所長 菅原 嘉仁
総務課長補佐 尾崎 岳史	企画財政課長補佐 小島 敦志

〈教育委員会部局〉

教育長 平野 毅	学校教育課長 五十嵐 勝昭
社会教育課長 森 下辰	森林工芸館長従 兼図書館長 小野寺 孝弘

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 坂森誠二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 今西美紀子

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 岡部信一
臨時事務職員 中田美紀

議事係 前元皇希

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 阿部光久議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

9月10日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には柏原勝委員、副委員長には山田耕平委員が互選されました。

その他の事項については事務局長から報告させます、
事務局長。

○岡部事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第1号
- ・意見書案第9号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員 〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に一般質問をいたします。児童館の運営、建物を最大限に活かす取り組みや施策についてということで質問をいたします。

3月議会を受けて児童館の建設が着々と進んでいることだと思います。建設が完了して来年の8月より利用が始まる予定ですが、新たな子育てに特化した課を設けるのか、あるいはどの課が所管するのか、どのような考え方で進めていくかを伺います。

また、この児童館を最大限に活かすために、子育てに優しい町として取り組みや施策についても町長の考え方を伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 おはようございます。本日も傍聴ありがとうございます。

ただいま嘉藤議員の方から今建設中の児童館の運営、またその建物を最大限に活かす取り組みや施策について私の考えを求められましたので、今までのちょっと経過も含めてお話をさせていただきたいと思います。

この留守家庭児童会くるみの会、放課後児童クラブは昭和43年、置戸は歴史があります。あの木工場が多く、人口が多い時に、共稼ぎというか、夫婦とも工場で働く人が多いなかで、やはり鍵っ子対策、そして子どもの健全育成を目指して、昭和43年旧図書館の一室で4年生以上の子どもたちを対象に開設されたというふうに記録されております。

近年でいけば旧めぐみ幼稚園の使わなくなった園舎を使ってですね、この児童クラブが開設されておりました。それまではいろんなところ、川向住民センターや母と子の家などを転々としながら開設されてきた経過にありますが、当時は先ほど言いましたように年齢制限もあって、開設当時でいくと20人ぐらいの利用だったというふうに記録されてますが、近年では50人を超える登録があるというような状況でありまして、ある意味、置戸はこういう時代情勢を先取りして、こういう施策を取り組んできたのかなというふうに思っております。

私が令和2年、町長立起の公約として、政策のひとつとして、この古くなった児童センターの新築、改築を含めて取り組みたいということを公約に掲げて当選をさせていただきました。そこからすでにもう5年が経過しておりますが、この児童館、本年6月に建設工事にやっと着手することができました。

令和3年度よりいろいろな保護者、それからPTA関係者、町の有識者、それから職員の皆さんにご協議をいただき、令和4年度からは児童館建設検討委員会を設置し、先進地の視察や子どもたちと一緒にとなったワークショップでの意見聴取など、議論を重ねながら議会にもお諮りして建設場所の選定や住民説明会を経て、昨年度にはやっと実施設計が完成し、現在この建設に至っております。

先ほど議員もおっしゃられましたように、開館予定につきましては2年にわたっての外構工事の進捗状況もありまして、来年の夏休み明けを目処に開設をできるように工事を進めているところでございます。

この新児童館ですが、従来の放課後児童クラブの機能はもちろんのこと、留守家庭児童以外も自由に来館することが可能となる児童館ということにしております。また、児童館は小学生だけではなくて、中学生、18歳までの幅広い年代の子どもたちが利用可能となる施設となります。そのため今年度は置戸町児童館等建設検討委員会を継続し、開館後の児童館の運営を中心に、ソフト面での検討を今も行っていますし、先進地の視察も職員等で行っております。

その他8月8日には子どもたちを対象とした小学生ミーティングを開催し、その時点で子どもたちに児童館でやりたいことは何というような話し合いも持たれたというふうにお聞きしております。この他にも中学生や高校生を対象としたミーティングも今後予定しており、年代の異なる子供たち、生徒、児童、まあそんな方々がどうすれば児童館に来ていただけるのか、来やすいのか、そしてどんなことを実現したいのかという意見聴取も行って、それを最大限運営に活かせるように今社会教育課では取り組んでいるところでございます。

その際、小学生のなかでは児童館ができたら図面を示したり、まあこんなことが日課としてあります

すよというようなお話をした時に、何がしたいですかって言ったらゲームがしたい、昼寝はできるの、それから中高生も来るならレク、まあ遊びですね、レクやそれから勉強、宿題も教えてもらいたいっていうような前向きな意見もあったというふう担当から報告がありました。

これらのことから、学習の場としてのニーズもあることが分かり、今年度小中学生を対象に、学校で利活用しているタブレット端末を活用したオンラインでの、この児童館でも活用できるかどうか、試験的に今後実施をしていきたいということで今計画しているところもありますし、また地域連携協定を締結しております札幌学院大学とも連携した子どもたちへのふるさと教育の一環として、教育委員会では何ができるか考えていきたいということで、今計画もしているところでございます。

子ども・子育てに係る課題は、児童館が建ったから解決するものではありませんが、社会構造の変化やグローバル化、情報化のなかで子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、課題は複雑化していく現在、家庭環境の問題、不登校の課題、身体、発達障害の増加などのさまざまな課題があるなか、児童生徒の健全な育成を図るためににはその一つ一つ丁寧に対応していく必要があると考えておりますし、議員から組織機構の担当はどこになるんだという質問もありましたが、当然社会構造の変化のなかで、その時代にあった子ども対策を図っていかなければならぬとは考えております。

しかし、一方で人口減少社会の中で行政のスリム化も必須条件あります。児童館に特化した課の新設については今のところ白紙ではありますが、今後児童館の運営内容など教育委員会と協議をしながら、その組織のあり方については決定していくことになろうかと思います。それらを十分に確認したうえでどのような組織にするか、どのような運営形態が好ましいか、そして効率的なのか、子どもたちにとって良い環境になるのか判断してまいりたいと思いますので、今の段階で明言は避けさせていただきたいと思います。

先ほど前段申し上げましたとおり、留守家庭児童会放課後児童クラブは来る人は対象が絞られておりました。保育にかける家にいてもまあ看護する人がいないとか、そのような方が放課後児童クラブですが、今度の児童館は誰でも来れる施設になります。あのそれは子どもも行くか行かないか選択することになりますし、そして親御さんも児童館に行ったら楽しいよ、児童館に行ったらいいことがあるよということを考えていくことになると思いますので、子どもたちが児童館に行って楽しい、そして大人になって置戸で育って良かったと思えるような町になっていきたいというふうに考えておりまし、この施設がその中核を担っていただきたいという大きな期待寄せて運営の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ今の段階でのご理解をいただきたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今町長の方から詳しくこの経過を含めてお話をありました。まだその課については白紙の状態であり、これから時代にあった形で進めていきたいというような、明言を避けるというようなお話をされましたけども、私たち議員の方でもあちこちの市町村を視察する機会がありました。ある町では子育てに特化した支援センターを設けて、まあ自称でしょうけども、日本一の子育ての町だと謳ってる町もあります。

もう少しその子育てに特化するような、今社会教育の方でまあ取り組みというか進めているというようなお話をされたけども、本当に子育てに特化して、この建物を十分に活かすような課を設けるべきでないかと思いますけども、その辺もう一度町長の考え方をお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今、新たな決意のもとで組織を立ち上げて作り替えた方がいいんじゃないかっていうお話なんすけども、先ほど前段で申し上げましたとおり置戸は歴史があります。ある意味では今の時代を先取りしてするような、混沌、共稼ぎとか家庭の状況も含めてですね、まあ取り組んできたのが社会教育を中心に、教育を中心に取り組んできたこともあります。

一方で、後段申し上げましたとおり行政のスリム化もあります。今、白紙の状態ですが、限られた人数の中で課を設置したからって解決する問題ではないなというふうに思っておりますし、今社会教育が中心に今後の検討を進めているところでありますし、教育委員会に私はまあある意味主導権を握った教育、そして子育てを担っていくべきではないかというふうに思ってますが、まだいろんな視察をしたところのあり方、先ほど日本一の子育てを謳って、まあ移住にも寄与するような、そういう政策を売ってる町もありますよということは私も承知しております。

どちらかというと日本一なんていうことはなかなか言えないんですけども、先ほど私はこの子どもたちが置戸で育って良かったというような町、そして置戸だったから私はだめだったっていうようなことが言われないような町にしなければならないというところしか謙虚なものですから申し上げられませんが、置戸はその力が今まであったんだろうというふうに思ってますし、その原動力の一つは教育委員会だったというふうに思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今のところは行政のスリム化もあって新たな課ということにはならないのかなというようなお考えですけども、私は逆にですね、ここはもう特化して子育て支援センターのようなものを設けてですね、先ほど町長が言っていたように、移住とか定住でもね、この施設を使ってもらう。

そういうことでいかないと今置戸の出生数はもう10人を切って5人前後という、今そういう時期というか子どもたちの数ですから、その施設を最大限活かすような考え方ということであれば、もう移住・定住も含めてですね、子どもたちが使いやすい、また置戸に来て子どもを育てる環境として十分な施設になると思っておりますのでね、その辺もう少し深く考えて進めていただきたいなと。スリム化も行政のスリム化も分かります。でも、この施設が置戸にとって本当に大事だと。町長が5年も公約かけて建てようとしている今これ施設ですから、もう少しその辺の意気込みというか、その辺の考え、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 最初の答弁で申し上げましたとおり、家庭環境の問題や不登校の課題、いろんな子どもたちを取り巻く環境っていうのは昭和の時代とは変わってきたというふうに思っています。それ一つですね、解決していくことが、まあ寄り添っていけるような町にしなければならないと思ってます。

もちろん施設が建ったから解決するわけでもないし、組織が、名前が変わったから解決するわけではないんでしょうし、この児童館になれば児童構成員と館長っていうのを置きなさいというのが厚生労働省の指針であります。今は社会教育課長がその施設運営のトップに立っておりますが、まあそういうような人員配置についてはですね、やはり補強していかなければならないのかなというふうには

思っておりますが、今の段階で新しい課を設けるとか、そういうことは全体の機構改革の流れのなかでここだけ突出していくことにはならないかなという思いもありますので、ぜひとも今の段階ではご理解いただきたいと思いますし、議員言われましたとおり子育てに優しい町、そして置戸は住みやすいんだっていう町は本当に作っていきたいというふうに思ってます。

人数は少なくなつてもですね、今年の出生がまだ1人という状況です。去年は4名でした。急激に数が減ってきてるなかでは、やはり勤労世帯の流入、移住を図つていかなければならぬと思いますし、そのためには子育て環境の充実というのも大きな要素だというふうに考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 新たな課という話じゃなくてもですね、移住・定住となれば教育委員会だけでもできないことですし、各課の連携っていうのは非常にこう必要になってくることかなと思いますし、例えば他所からたくさんの人たちがあの子どもを育てたいということで置戸を選んでくれたとしたらですね、置戸で子育てをして良かったというような施設になつていかなければならぬというふうに考えていますし、この施設が十分に活かされてですね、まちづくりに寄与することを願つて私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 次に6番 山田耕平議員。

○6番 山田議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に質問をしてまいります。私からはメガソーラーの乱立を防ぐために置戸町が考える施策とはということで質問していきます。

現在、全国各地でメガソーラーの建設による自然破壊行為というものが後を絶たないような状況にあります。近隣では報道で何度も毎日のように放送されている釧路湿原のメガソーラー建設問題、あと大空町の女満別のゴルフコースにメガソーラーを建設するという案も今浮上しております。

我が町に関しましてもゼロカーボンシティ宣言を掲げており、再生可能エネルギーの利用は認めているところですが、自治体単位でしっかりと条例を作り、自然破壊の要因になるような大規模なメガソーラーの建設を食い止めるような施策を我が町としても先手を打つ打ち出していかなければいけないのではないかと考えますが、町長の考え方をお聞かせください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま山田議員の方から昨今大きくニュースでも取り上げられておりますメガソーラーの環境破壊、それから迷惑施設としての報道が多くなされております。それに対する町の先手を打った考え方が必要ではないかというご質問だったと思いますが、最初にちょっとメガソーラーについてお話をさせていただきたいと思います。

メガソーラーの定義でございますけども、法律上明確な統一規定はありませんが、メガというだけに、やはり1,000キロワット以上の発電能力のある、まあ集約的な太陽光発電の方を言ってるんだろうと思います。これでいけば大体面積としては1町から1町半、サッカー場では1面分くらいの1か所で集約した施設をメガソーラーというふうに言ってると思います。

本町もですね、平成に始まる前から町内でもメガではないミニソーラーのような、もちろんそれ以前には住宅用の充電、それから売電も含めてですね、ソーラーシステムを導入してるところがどんどん増えてきています。

町内でも以前移動町長室の前の地域懇談会、井上町政の時代も近所で空き地に買収する人が来て、

メガではない小さな発電施設が買収されて建ってて、その管理について不安を感じるというようなことも言われたこともあります、その際町で規制できないのかというお話もありましたが、もちろんこのメガソーラーに定義する以前よりも小さな施設で、当時もこれは所有者とそれから地域の皆さんとそれから事業者話し合いの中で決まっていくこともあるので、町としてなかなかそれを中止しろ、勧告しろということはできないというようなお答えをしたというふうに、私も担当者として当時記憶しております。

メガソーラーの建設には、今回メガソーラーということですので、先ほど言った1,000キロワット以上の大きなものなんですけども、メガソーラーの建設は3つの手続きが今必要だと言われております。経済産業省への事業計画の提出・認定。これについては発電設備の設置場所や発電量の予測、工事の計画、資金計画、保守点検体制など、全体に係る詳細な情報を提出しなければならないというふうになっておりますが、ある意味それを裏返せば、それが具備されていれば承認されるということになっております。

2つ目は発電した電力を電力会社に配達電網に接続し、買い取ってもらうための電力会社への手続き。従来で行けばフィットですね、まああの一定程度採算を取るためににはそうしなければなかなか事業者としては事業着手できないということになっております。

3つ目は設置場所の条件によって地方自治体や関係省庁への許認可が必要となり、例えば独立法でそれぞれの法律で制限がかかっておりますが、農地にはメガソーラーは建てれない、基本的に建てられない。まあ今一部営農型の営農しながらソーラーを建てるっていう一時転用は一部認められておりますが、基本的な農地法の農地転用をした上でなければ建設できない。それから土地計画法に基づく開発行為の許可、それから今釧路の例も出ましたけども、森林法に基づく開発行為の許可。これが虚偽案件であれば今回一時停止ということになっておりますが、このようなこと。その以外にも環境影響評価法に基づく環境アセスメントなどもこの他に含まれております。その他には特別法で文化財保護法、その場所に文化財があるかどうか、釧路で行けば自然公園法だとか、そのような状況もあります。

このように国は関係法令やガイドラインを定め、事業者に対し適切な事業の実施を促しておりますが、新聞でも報道されているとおり、各地でトラブルが発生してるのはご承知のとおりでございます。地方自治研究機構の調査によりますと、令和7年8月27日現在、太陽光発電の規制に関する特化条例を制定している市町村は全国で319市町村、まあ約18%の市町村が制限条例を設定しているということになっております。道内では179市町村のうち25町村、これ14%が制定をしていると。先ほど議員からお話がありました大空町についても、今年の4月にこの制定がなされておりまして、管内では大空町を含めて3町が制定をしている状況になっております。それぞれ条例の作り込みは見せていただきましたけどもタイプがあるようですが、課題は同じで、やはり絶対駄目だということじゃなくて、環境に配慮して調和した建設をしてほしいということになっているというふうに私は解釈をしております。

本町は3年前にゼロカーボン宣言をして、再生エネルギーの導入を推進する。これを今認めていただいて進めているところでありますが、一方で町民憲章のとおり「緑と清流のまちづくり」。これは町として守っていかなければならない大事な町是であります。豊かな自然環境や景観を保護していく立

場、この両者の調和を持っていく必要が必要だと本町も思っています。そのために一定のルールが必要とも考えておりますので、現在町内ではメガソーラーの建設に対する申し出や計画があるということは承知しておりませんが、今後国や道の動きなど情報収集を行い、そして先行する市町村の事例等を見ながら制定に向けて検討してまいりたいと思います。

もちろんメガソーラーが悪いわけではなくて、ちゃんと本町に合うようなメガソーラーもあるのかかもしれません。環境と共栄できるようなメガソーラー、自然科学のエネルギーの導入も検討していくかなければならないというふうに思っております。

先ほど議員からも例示が出されておりますが、女満別のゴルフ場についても今提唱してますがまだやめない。それから釧路も昨日ニュースで流れておりますが、社長さんが出てきて相当な投資をしてるので、まあ今違反してるという、森林法で違反してるという部分については止めるけども、なかなか止めるというような現況にはなっていないというふうに判断しておりますので、やはり国が大きな法律を作つですね、乱開発を防ぐような政策を打ついくことも大事なのだろうと思いますし、先ほど申し上げましたとおり、道も条例がありません。それぞれの法律に基づいた規制はありますけども、それでいけばですね、まあそういうところの情報も見ながら本町で条例を作るのであれば研究して進めていきたいというふうに思っております。

まずもって、今大空もゴルフ場の跡地ということで、あっという間に計画ができたというふうに私もお聞きしています。そんなに今は置戸町に申し入れがないから安心だっていうことじゃないというふうに認識しておりますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、ありがとうございます。町長から今条例を作るのに前向きにというようなことだったと思います。まあそのなかで、今あの本町ですね、実は資源エネルギー庁のホームページから、あの一体この町どれぐらいのソーラーが建ってるかという情報を得ることができまして、私のちょっとこうリストの方で精査したところ、現在本町に先ほどまあ1,000キロワット以上がメガソーラーですが、まあ細かいのを全部足すとだいたい2,300キロワットが本町に設置されてるという今現状になっております。

このなか、ほとんどが49.5キロワット、まあ要は50キロワット以下というですね、まあ規制のなかで建てられるものがほとんどなっておりますが、やはりこのメガソーラー1,000キロワット以上でなくても、やはりこの少ないワット数でもまあ数が集まればそれだけやはり町の景観や緑を壊す懼れもあるので、やっぱり町としてしっかり条例をつけて、今後もそこをしっかりと注視していかなければいけないんではないかと私は考えます。

今町長もおっしゃったとおり、他の自治体ではメガソーラー建設に向けて禁止もしくはしっかりと基準を設けて、それをクリアしなければ建設できませんというような条例を作つております。例えば埼玉県川島町の条例では、もう町内全域で太陽光発電の建設を管理し規制するという条例もあります。近いところでいけば十勝の新得町がですね、令和6年9月1日に太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例というものを制定しております、新得町では出力10キロワット以上の地上設置型太陽光パネルに適用され、禁止区域というものを設定し、建設にしっかりと届け出、町に対して届け出や地域住民説明会を実施し、設置に向けて全てクリアしてからの建設しか認めないという条例を制定

しております。

この条例は地域環境の保護と再エネ推進のバランスを図るために制度的に整備された先進的な例であると私も考えます。本町もやはりこのような条例をいち早く作る必要があると考えますが、もう一度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員の方が本当によく調べられてですね、町内2, 300キロワットの発電施設がある。町の所有地も貸してあるところもありまして、それから不在地主になったところを買収して山の奥の方、勝山の奥の方もですね、発電施設があるなって。まあ規模としてはそんなに大きくなんでしょうけれども、合わせれば2, 300キロワットになるんだというお話を初めてお聞きしましたけども、先進事例で新得町10キロワット以下でもいろんな制限や、それから規制をするようなこともあるということを聞きしましたので、そんなことも先進地の例を見ながらですね、本町ではどうかということをまあ検討していきたいと思います。

しかしながら、案外農業者にはならないんでしょうけども、大きなソーラーを建ててる方も、農地の縁の方に。それで売電、自家消費だけではない売電も行ってる方もおられますし、そんなことの絡みもあるでしょうし、新得町がどのように対応されたのかちょっと分かりませんけども、まああの検討しながら進めていきたいなというふうに思っております。

全国的に見ますとですね、平成28年ぐらいから規制条例がどこの町も国の法律では網をくぐってですね、なかなか規制できないというなかで、まあ条例が作られてるようでございますが、この拘束力が非常に是正や勧告やそれからまあ過料や罰金っていうのであればまあ虚偽の申請をしたとか、そういうことになればその罰金を課したりする条例もあるようですが、本当にそれで止めることができるかっていうことでいくと、やはり国の大元の法律ができなければなかなか難しいのかなというふうにも思っておりますので、先行して町がやるというよりも、国や道の今後の動向を見ながら研究を進めていきたいと、こう思っております。一方でんまり置戸には今計画ないから大丈夫だっていう楽観視はしないことも申し添えます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 町長の答弁から申しますと、やはり国や道からの指導がないとなかなか難しいのではないかというお答えだったんですが、私としてはやはり他の町同様に、やはり町がまず主体として、町がしっかりとし、この町に建てるためにはこれだけのことをしなきゃいけませんよという条例をしっかりと作り、それをもとにこの町の景観をやっぱり町自らが守っていくということをしていかなければ、私としてはこれはもし本当先ほど町長が最後に申されたとおり、計画が今ないにしても急遽計画が現れ、気づいた時には太陽光パネルの大きいのが町の見えるところに建っていたとか、例えば鹿ノ子ダムの周辺が急に太陽光パネルだらけになっていましたよというような、もしそのようなことが起きてしまうのを防ぐためにも、まずは町としてしっかりとした条例を作るべきだと私は考えます。

なぜこのように太陽光パネルの設置に対して先ほど質問するかというと、冒頭でも述べたとおり釧路湿原におけるメガソーラーの建設や大空町の外資系企業によるゴルフコースを閉鎖してまでも太陽光パネルをコース全面に施設するという今案が浮上している現状であります。この大規模なソーラーパネルにより、例えば静岡県熱海市では大規模の土砂災害が発生して多数の死傷者が出てしまてい

るという地域もあつたり、九州の今現在結構洪水や線状降水帯が発生するという状況もありますが、これに関しても大学の方で阿蘇地域の森林がですね、メガソーラー建設によって伐採され、森林による保水力の低下が招いた被害ではないかという研究結果も出ております。なので、いち早く、本当一刻も早く、町としてはこの森林を伐採するようにならぬように条例を作るべきだと思います。このままその国や道がと言ってて後手を踏んでいるような状況だと、もしこの本当に私たち生まれ住んできたこの置戸町の南側の斜面、北向きの斜面がですね、全て太陽光パネルで埋め尽くされてしまったとしても止める術がないというような状況になる可能性もあります。しかもですね、太陽光まで先ほどまあ2,300キロワットと言いましたけど、こちらの50キロワット以下だと、この太陽光パネルを設置する際に規制が緩くなるんですね。で、見てみると同じ事業者でその50キロワット以下で何か所にも建ててるという事業者のいるのも散見されます。

これ、今分割という方式で結構国としても問題視して、一度国としても条例は出してるんですが、まだそれも止められていない。要はその国が指示を出した後でもその建設が行われているという形跡が残っているというのが現状なので、これはしっかり町としても監視をし、管理をしていかなければいけない事案だと思います。

この縁豊かな本町において、この大規模なソーラーパネルというのはやはり異質であるなど私は思います。そして今この太陽光パネル、これが今問題視されているのが、耐用年数がもし過ぎてしまった、現状25年から30年と言われている太陽光パネル、これが今後その建てられたものがどのように処理をされていくのかというのも懸念されます。

国としてもリサイクルを断念したという報道も先日行われました。それを未来の子どもたちに残していくと、あまりに残酷ではないかと私は考えております。この町の中に建てられているソーラーパネル、細かなそれはパネル見ましても管理が十分であるとは言い難く、金網の中には草が生え、既に木のようなものが生えてしまってる箇所も散見されます。ちょうど先日私の住んでいる町内にもソーラーパネル設置されているんですが、ちょうど昨日草刈りの方が行われまして景観は少し良くなりましたが、それでも依頼をしてから約1ヶ月以上経過してからの草刈り作業となっていました。やはりあのような場所が残るとそれこそ草木が発生し、その種が蒔き、周りに雑草が生えてしまうという要因になるので、やはりそこの管理としても、町としてもしっかりと行っていかなければいけないと思います。

なのでもう一度このような状況を踏まえ、再度もう一度町長にお聞きします。条例をすぐ作るべきではないでしょうか、町長お願いします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれません。国や道の条例ができてからということではなくて、その動向を見ながら一人歩きしないようにやっていきたいという思いでありますので、それができてから、待ってからということではないというふうに抑えていただきたいと思います。

メガソーラーに関わらず、小さな、先ほど言われた町内に2,300キロワットある発電施設、管理の問題も地域懇談会でも言わされたこともあります。蛇が出てくるかもしれない。以前は勝手に入つて私が掃除をしてたんだっていう住民の人もいました。しかしながら、この管理の問題っていうのは、

規制をして作らないってことになれば、それは発生しないのかもしれません、大体がですね、空き地に作られることが多いようです。置戸においても他の地域においても。まあそれは建設する業者がそういうところを探してですね、建ててるのかもしれません、管理についてはやはりその設置者、それから運営者、売電をしてる業者がきっと管理しなければならないということはもちろんわかっていますが、その考え方やコストのかけ方ってのはそれぞれで、まあ町内でも私も昨日見させていただいて、草刈りをしてる姿が町内の方が刈ってるわけじゃないなっていう思いはあって、きっとあの会社の方から回ってきたんだろうなと思いますが、さっきあのいろんな条例では災害の防止ということも謳わなければならぬというふうに思ってます。大空もそうです。ゴルフ場、あんな大きな面積120町ですか、どれだけあるか分かりませんけども、120町にソーラーを作れば反射する光やどんなとこに影響するかちょっとわからないものもあって、住民運動のなかで反対署名が行われて、まあ1年間は凍結したいというところまで今来たようですが、結果的にはその条例があっても実効力が上がるか、止めるところまで行くかどうかっていうのはまだわからない状況であります。

今回、釧路が今9月の定例議会に出されました9月の議案を見させていただいた時に、やはりこの釧路の自然ラムサール条約にも締結してる地域の隣接だと思いますが、これでも止められない公園法があったり、それでもこのようになるのはやはりこの条例には限界があるんだなと読ませていただいております。

やはりそんなこともあって、先にまあなんとか抑える条例を作ることも一つの手かもしれません、より良い条例を研究して作ることが私は大事だろうというふうに思ってますし、昨日あの国會議員が視察に来たなかでは、国の責任において取り組んでいきたいというお話も報道がありました。そんなこともあったので、先ほどのようなお答えになってますが、管理についてはやはり今回近隣の町内、それから以前も言われたところはまあプレートが貼ってる場合があって、そちらに連絡先何かあったら、異常があつたら連絡してくださいということで、町内の方が連絡されたんだっていうふうにお聞きしますけども、それでまあ1か月経ってんだそれでもっていうお話だったんですけど、来てくれるだけまだあの良心的なんだなっていうところもありますし、そういうルールがちゃんとあるんだなっていうことも確認できましたので、もしもそう言って町内でも言っても何にもなしのつぶてだとか、そういう事例があればご連絡いただいたですね、こちらでいろんな連絡方法等も含めて業者に当たるように考えていきたいと思います。

なかなかあの町で刈るだとか管理するってことにはならないで、そこまで止まりになるかもしれません、まあその対応を図っていきたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、ありがとうございます。やはり条例だけでも抑えきれない部分というか締めきれない部分というのは多々あると思います。ただ、そのなかでしっかりとルールというか、表に出しておけばそれだけ業者もしっかりとそこを調べて建設に向かうと思いますので、ぜひそのようなルール決めをですね、早く町としてもやってもらえるようにお願いしたいと思います。

私、やはり報道等を見てもインターネットで見ても、九州の方は本当に山一面にもう真っ黒いパネルが塞がっているような状況。もう森よりもほんと黒いパネルの方が多いのではないかというような山もったりですね、本当にこの町が、さきほど町長が申されたこの緑と清流の町置戸と、それを謳

ううえで、それが本当ソーラーパネルに埋め尽くされるようなことがあってはならないという思いが私の中でもありました。その中でもやはり町としてもやっぱり再エネというものに関しては、再生可能エネルギーというものに関しては推奨していくということも考えられますので、ほんと個人宅とかそういうところで建てる分には本当全然問題はないのであろうと私は思います。

ただ、やはり町内ではない町外の業者がこの町にソーラーを建て、それでいろいろと商売をしていくような状況というのもやはり少しあるかなかないけないのかなと思いますので、ぜひこれからも町としてそこら辺をいろいろ注意して、私の方もいろいろと確認しながらまた調べていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

私からの質問を終わります。以上です。

○岩藤議長 次に5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして私の方からは町長に2点質問をさせていただきます。

まず1点目、置戸ワインの今後の行方について。一昨年私が議員になり、始めて一般質問させていただきましたぶどう園に関する質問、再質問でございます。当時町長はワイン作りを残したいと強調されました。私はあの時にもう40年も経ってるんだから見切りをつけた方がいいんじゃないかな、そんな感じでの質問をしたつもりです。

それに対して町長は、残したいということでおっしゃられましたが、その結果として去年は置戸産のぶどう100%でワインを作ることができました。また、それについてはまあ私も1本は買えたんですけども、あつという間に売れて、その美味しい、美味しいはたいした理解もできなかったんですけども、あつという間に売れたと。また本年については作柄が昨年よりも良好ということで聞いております。そこでぶどうに係る地域おこし協力隊も入隊されてワイン作りを残したいっていう町長の思いは感じております。

そこで、今現在のワイン作りというかぶどう作りがこのままの現状を維持していくかと思っているのか。それからまたは発展的な考えがあるのか、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 柏原議員から2年前にも定例会において、醸造用ぶどうのまあ前半厳しいあのお話もあったとおり、ただ後段ではですね、私は熱意を持ってもっと取り組んでほしいっていうような激励叱咤というふうに私は捉えて、まあそれ以降頑張ってきているつもりでございます。

少しふどうにつきましてですね、まあ議会でありますので今までの経過も含めてお話をさせていただきたいと思います。これまで本町の醸造用ぶどうの栽培過程につきましては、昭和60年から40年経過しておりますが、特産物開発と農業者の収入確保のため、新規作物の開発を目指して取り組んでまいりました。

当時、開発センターを中心に山ぶどうや行者にんにくなどの試験栽培も取り組まれ、豊住にはワイン生産を目指してぶどう園を整備した経過にあります。もちろんその時の時代背景で言いますと、オケクラフトも58年から、要するにオケクラフトに合う農産物の食べ物を食品開発をしていくこういうことも合わせて、まあ戦略的に取り組まれたんだろうというふうに私は思っております。

当時、その圃場では栽培が可能な品種を見極めるため、54種類ものドイツからの原産種が多かつ

たんですけども栽培をし、圃場の管理方法や苗木の越冬方法、肥培管理方法など、試行錯誤しながら試験栽培を継続してまいりました。その中で比較的耐寒性のあるアームレンシス、赤ぶどうです。セーベル、白ぶどう。非常に口当たりの良いワインが醸造できるジーガレーベ種が適地だということで取り組んでいまして、それらの本数を、種類を絞りながら本数を増やしてまいりました。平成12年にはそれらの品種が18トンまでの収穫をあげるところまで伸びましたが、その後栽培を継続しておりましたが、苗木の更新遅れや病気の発生などにより収穫が激減、平成20年代後半には100キログラム台まで落ちています。

栽培の継続については議会からも再三、その当時からもう無理ではないかというお話を聞いたというふうに私も記憶しております。しかしながら、平成29年度より北海道ワインの古川氏の指導のもと、また池田町原産の耐寒性のある山幸の導入を図り、勝山ふれあい農園での食用ぶどうの植栽なども行い、昨年は山幸1,250キログラム、キャンベルアーリー760キログラムをはじめアムレンシス、山ぶどう合わせて2.5トンの収穫をすることができました。

そのなかで単一品種山幸を作つて100%のワインを北見の未来ファームインフィールドワイナリーの方にお願いをして約300本、フルボトル240、ハーフ117本、これを醸造し、先ほど議員おっしゃられたとおり1本しか買えなかつたというワインがやつと日の目を浴びたわけでございますが、この当時ですね、新聞報道もあり、NHKのニュース報道もあり、1週間ほどで町内での販売はもうソールドアウトという状況になって、まあある意味嬉しい悲鳴でもありました。それならばもっと作れば良かっただろうっていう思いもあったんですけども、実は醸造を委託した先の能力の問題もあって、これが手一杯だということで、先ほどの本数になつてございます。

今年もですね、現在のところ病の発生や一部蜂の食害などの報告はあります、昨年以上の収量が見込まれていると担当から報告がありました。自然相手なので今後まだ収穫までの期間どうなるか分かりませんが、まあ手を抜かないように一層の管理を進めてまいりたいと思います。

また栽培体制ですが、本年4月よりぶどう栽培をミッションとした地域おこし協力隊員1名を採用し、担当のほか2名体制で管理作業にあたっております。協力隊につきましてはとても熱心で技術の習得に努めており、将来には醸造も手掛けたいと意欲を持っていることから大変期待しているところでございます。

また、勝山ふれあい農園になるかと思いますが、本年の収穫期には昨年からですね、議員の方も前回の質問の時に町民もできる人は力を合わせて手伝うからというお話もあって、去年からまあ地域の住民や勝山温泉ゆうゆの方々等も手伝っていただいてですね、あそこの収穫体験や、それから作業も手伝っていただいている結果にあって、今年の収穫期には町民ボランティアを集め、食用ぶどうを味見しながらの収穫体験も実施してぶどうに対する理解を深めていただくようなことも計画しているところでございます。

議員から今後の方向性という質問でございますが、現在のところこれまでの経験上18トンもあつたものが1トン足らずになつてしまつ、ちょっと月日はかかったんですけども、そんなことではやはり大きな投資はこれからも難しいでしょうから、やっぱり栽培に安定した栽培ができるようなことが一番大事だというふうに最優先としたいと思います。

当面の間、醸造につきましては去年作りました山の神、これを北見のインフィールドワイナリーの

方にお願いをしてですね、醸造して置戸の特産品として売り出していきたいと。

一昨年にはですね、小樽ワインで作っていた炎の里が置戸の原料がちょっと少ないんじゃないとかということでふるさと納税の返礼品からも抜かざるを得なくなっていますので、今回インフィールドワイナリーで作れるワイン、まあ前回もそうですけども、ふるさと納税の返礼品にもなるでしょうし、取り組んでいきたいというふうに思ってます。先ほどの作柄から販売を担当しております町内の酒組合とも協議をして、来年度はですね、インフェルドワイナリーさんの方の都合も聞いて倍増、それぐらいを売りたいということで醸造、小売りをしたいというお話があったんですけど、それに加えて今担当の方にはふるさと納税の復活で何とかもっと本数を確保していただけないかという交渉もするように指示をしております。

あの、前回の私はあの当時も担当しておりました、18トン穫れた時の前後する時期ですけども、結局は売り口が問題になります。たくさん作っても売り口がなければ、それから原料として売るだけでは何も儲からないことになっておりますので、それでいけばですね、売り口をなんとかしていかなければ、昨年は宣伝もちょうどタイミングが良かったので1週間でソールドアウトということですけども、やはりふるさと納税だとか、そういうところでもっと広めていかなければならないなというふうに思っておりますので、売り口の拡大も併せて進めていくことがいいんだろうと。その前段ではインフィールドワイナリーさんに醸造をお願いして量を増やしていく、安定した生産と安定した販売を図っていくと。販売の拡大を図っていくということが私に今課せられた使命だなというふうに思っています。

先日古川顧問ともお話をさせていただいた時に、道内の相当のワイナリーがここ10年でできています。実はそこのワイナリーがすべて薔薇色かというと、毎年生産できるものが、売り口がなければ在庫として残って経営を圧迫するような現状も多く見受けられるということもお話を聞いたなかでは、やはり先ほどの考え方のとおり安定した生産、売り口の拡大、それがまあ今後の発展の基礎になるんだろうなというふうに思っておりますので、まあ今以前答弁をした時は、将来的にはワイナリーやそれからファームレストランやそんなことも昔ありましたから、そんなことも夢見ているんだというお話をさせていただきましたが、着実に1歩ずつ進めてまいりたいというふうに今考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今町長の答弁、あの一昨年の答弁には、まあちょっと、もうちょっと頑張るという意気込みがちょっと薄れたのかなっていうか、そんな気がしたんですけども、一昨年本当に将来の見込みがないんだったらまあ止めたほうがいいんじゃないかということであれしたんですけども、昨年やっぱり担当の職員たちも一生懸命やっていたようです。近場でゆうゆうの側のとこしかほとんど見てませんけども、昨年はやっぱり担当課の職員がみんなで来て袋掛け、それから収穫もやってたと。あの担当者の1人、2人でやってるんじゃないなくて、そういう部分では意気込みってのものわかるんですけども、町長ちょっとおっしゃられたんですけども、昨年私も袋掛けだとか収穫も手伝いました。

今年はちょっとぶどうの生育、あの生育が早まって、もう収穫期を迎えてるということで、私もちょうど都合で手伝えない場面もあるんですけども、ただやっぱり去年は私が声かけして手伝ってもら

った人たちは今年のぶどうの出来はいいなとか、ただ仕事を頼まれてなかつたっていうか、袋掛け、去年よりもかなり少ない量で糖分の高い品種の袋掛けをしてるってことはお聞きしてるんですけども、逆に言うと町民は声をかけてもらって手伝ってもいいぞっていう町民はたくさんいると思うんです。職員たちが苦労するんじゃなくて、将来的に関係人口を増やしてほしいな、そんなふうに僕は思ってるんですよ。

先ほど町長からあったように炎の里ですか、返礼品から外れたよと、私もさっき言ったように1本しか買えなかつたっていう部分でいけば町民還元、そこを目標にぶどう作りをしてはどうかと。そのワイナリーだとか、そういう大それたことというのは今町長がおっしゃったように、全道的にはワイナリーというのは増えています。販売先ももちろん必要だと思います。ただ、今の現状、規模でいくんであればさほど難しくないのかなど、販売先についても。

ただ、私が言いたいのは関係人口というのは去年手伝ってくれた人でも苗を5本でも10本でも育ってくれたら作るって、自分で。それを買い上げてくれればあの自分の楽しみ、楽しめるし、まあさっき言ったように味がどうであれっていうわけにもいかないんですけども、あの自分が飲みたいと、そういう意識を持つてる人は、去年僕が声を掛けて手伝ってくれた人たちみんなそう思ってる。だから役場職員が先頭になってこれやってくれ、あれやってくれって、手伝ってもらうという声掛けをして、町長が施政方針の中でもまちづくりは人づくりだということです。で、そういうことを利用しながら町民とのコミュニケーションをとる。そういうことも含めて、あのもう一度この先のことを、私が今言ったことに対して返事がいただければありがたいです。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 収穫祭と言ったらおかしいんですけど、仕事をイベント、先ほど議員もおっしゃられたとおり、地域の人たちにはまだそんなあの思いがあって、裏を返せばそれだけぶどうに対して興味がなかったのが、もう1回掘り起こすことができたのはその地域の方々の熱心な思いもあってできたんだと思います。

あの、ちょっと後退してんじゃないかっていうことは言われて、ちょっと声が低いからかもしれません。後退はしてないんですけど、一歩一歩進めなきゃだめだろうと。結局前回の時も、私も経験しましたが、ワインコンクールに出せば賞が取れるよっていう時でした。しかしながら販売のところで、そんなにワインコンクールに出すには2,000本の流通がなければワインコンクールに出せれないというようなことがあって、2,000本なんとか流通させてほしいということを言った時に、売れないっていうことで実現しなかった経験もあって、それは小売りの人だけの問題ではなくて、やはりそれは交流人口だとか、置戸でワインを作つて、これがまあ味のことは僕は1等、2等、批評はできませんし、今のコンクールがどうなのか分かりませんが、このワインが美味しいって言ってくれたり、この産地の置戸に行ってみたいなという人が来ることは大切だというふうに思つてます。地域の方々それぞれお手伝いまだまだできるよということは担当の方もよくわかっていて、今年も収量が相当増えるということで農務の担当職員だけじゃなくて職員に手伝いを、収穫時期は一気に過ぎてしまうので収穫時期には人手が足りなければ町職員、他の部局の職員の応援もお願いするというなお話もあって、それは地域の人にもお願ひすることがあるかと思いますけども、まあそうやってぶどうに対する、ワインに対する町民の、職員の醸成も図つていきたいというふうに思つております。

先ほど一番最初に申し上げましたとおり、あっという間に売れてですね、私のところには町長の権限で何とか買ってくれないかっていう人から、複数人から言われましたが、権限なんかなくて、店にないものはないんですっていうお話をしたぐらい、テレビ報道や新聞報道が大きく、これだけ興味を持って、そして買っていただける方がいるんだなというふうに思って喜んでいる反面、売り口、製造の安定っていうのは課題だなということで、先ほどのお答えさせていただきますので、ぜひともますます多くの町民の方が関わっていただいて、町外の方にも触れ込みできるような体制を、それから方法を考えてまいりたいと思っております。

それから一番最初に議員おっしゃられたぶどう栽培自分の庭でもできるよっていうお話があったんですけど、実はそれも以前の担当の時、私あの実はこの山ぶどうの炎の里を作った時は、本当に町の人がボランティアで山に行って山ぶどうを穫ってきて、開発センターにみんな持ち寄って、それを醸造したんですけど、今あの製造過程で栽培管理のないものは受け入れられないし、製造できないっていうことが私担当の時に言われて、みんなから持ち寄る作物を混ぜて一つの醸造することはできないということは当時言われて、当時北海道ワインだったんですけども受け入れができなかつたことを覚えております。

今もインフィールドワイナリーも製品管理っていう部分でいけば同じ法律に基づいているので、不特定多数の圃場でそれをみんな栽培管理責任者が見て回ってるとかっていうことになればどうなるか分かりませんけども、なかなかあの各戸で協力するよっていう声に甘えて栽培することはできないのかなっていう課題もあることはご承知いただきたいと思います。

当時栽培管理できれば、ぶどうも農薬を使ったり、肥培管理の中で必要なものですから、その記録がなければ受け入れられないということがあったことも申し添えたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今、町長がおっしゃられた栽培管理、肥培管理については僕も勉強不足ですが、あの私は勝山のぶどう園のところの草刈りを受けてまして、春先と秋口に選定された枝がまあ通常は下に切り取られて落ちているんで、それは通常当たり前のことだなと思ってるんですけども、苗を仕立てたりするのはその選定された枝でできるのかなって。それでぶどうの苗を管理して、それで町民にこう増やせるのかな、そういうちょっと甘い考えもしていたんですけども、まああの今は町長が言われるよう僕らも農家をやってたもんですから、スイートコーンやなんかというのはそれぞれ耕作者が違う、畑も違う、だから将来的に町長がワインをその売り口も先の見えないことだからワイナリーまでっていうのはまだまだ先の話だと。ただ、町民はある意味頼まれたら受入口はあるよということも理解していただきたいし、あの役場職員だけが町の一つの顔っていうのかな、クラフトも同じでしょうけども、そこで汗水たらするんじゃなくて、やっぱり町民を巻き込むような施策っていうかね、方法をやはりあの考えて今後進めていただきたいなど。

ただ、今単純に手伝ったからやっぱり自分も気になって買いたいなとか、私もさっき言ったようにゆうゆうでも販売を受けてたんで、まあそんなに簡単には売れないだろうっていうか、甘い考えで、まずは1本と思っていたらあっという間になくなつたんで、やっぱり町民はある意味期待はしてるんだと思うんです。

そこら辺はもっと町長も町民の声に耳を傾けて、それから担当職員が苦労して育てたものだという

ことで、やっぱり町民に受け入れられてもらえるような、さっき言ったようにふるさと納税の返礼品じゃなくて、まずはせっかく復活してきたぶどう、ワインであれば町民還元を主に置いて、残ったものを販売するぐらいの考えはありませんか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 実は昨年の置戸地区の移動町長室で今年は110周年で、それは何かあるならそういうところに町民にぜひそのワインをというお話もあったんですけど、量が作れないんですっていうお話をさせていただいて、先ほど答弁の中にもありましたように、売り口の方では倍売りますから倍作ってもいいよっていうお話はもっと上げてもらえやつっていう今交渉してたところであります。

あの、本当に町民の方に興味を持ってもらって飲んでもらうことが一番いいし、町民の人が置戸のワインうまいんだって口コミがまたあの販売の拡大につながるんだろうと思いますので、議員おっしゃるところでいけば、町民をもっと巻き込んで施策を展開した方がいいんだよっていうことは本当にそのとおりだと思いますので、今後のワイン作り、それからぶどう作りについてはそういうことも十分、そして圃場も収穫祭だけではなくて、いろんな折を見て町の人が理解してもらえるようなイベントを持つてもいいのかなというふうに思っています。

あの、以前もぶどうの生産が停滞していく時に、何とか地域の人、それから売る方、酒組合の方もぶどうの圃場の苗植えを手伝いに来た時もありました。それでも収量が落ちて、そして収量が落ちると同時に売れ残っていって、なかなか置戸のワインっていうふうにならなくなつて、北海道ワインでブレンドをしながら炎の里として守ってきた経過があるので、本当にあの地域の置戸の人が飲んでもらうことが一番最初に手掛けていなければなと思いますので、本数を増やしていくことが私は今一番買い求めたい人のニーズに応えていければというふうに思っています。

あの町民還元、その時も移動町長室で、町民還元っていうのはただですかっていうお話をしたかと思ったんですけど、その時あの発言者の方はただとは言わなかつたんですけども、町民に当たるようになぜひっていう話ですが、本当に当たるような本数が作れればなというふうに思っております。

今年の110周年の選べる110周年記念品の中には織り込むことができませんでしたが、来年以降また町民の方にも飲んでいただくような機会、以前は試飲会みたいなこともやつた記憶があります。そんなことも含めてですね、考えていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 町長の前向きな考え方だと受け止めます。まあ隣町では個人でぶどう栽培をして、たまたまですけども、そのインフィールドワイナリーさんに醸造してもらったという、そんな新聞かなんかで出ていたんですよね。まああのそういう個々の趣味等でワインを好む人もいるみたいなんで、ぜひ前向きな考え方でこの作業を進めていただきたいなと思います。まずぶどうのことについては終わります。

○岩藤議長 しばらく休憩します。

11時5分から再開します。

休憩 10時47分
再開 11時06分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 休憩前にワインの件は終わらせていただきます。まあ町長が続けたいということで始まったワインですので積極的な方針で頑張っていただきたいなと思います。

続きまして2点目、福祉バス利用の条件と内容について町長にお伺いいたします。福祉バスの運行要綱に基づきまして質問をさせていただきます。福祉バスの運行に関する要綱の第2条、運行の2に公共的な団体等が住民福祉の増進を図ることを目的として実施する事業等とあり、第3条に主要目的及び使用制限では会議、視察、研修会、研究会、講演会、講習などがあります。また、第4条の使用者の部分につきましては公共団体等、表に老人クラブ等があります。それは資料として私はもらってきてますのでその表にしたがって述べています。現在は対象を公共的な団体としていますが、対象範囲を変更する考えはないかどうか町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 福祉バスの利用と条件の内容の拡大についての考え方についてご質問だったと思いますが、福祉バスについて前段ちょっと経過も含めてお話をさせていただきます。

初代の福祉バスは平成4年2月に地域の福祉振興のために大型バスを導入して、本町では福祉バスが初めて導入されております。令和2年に28年経過したその老朽化してきたバスを2台目に更新をしております。車両の更新に合わせて1代目は大型バスでしたので57名から41人にしております。この時も議論があって、札幌等でいろんな利用への目的で利用する時に、やっぱりこの大型だと運行の駐車場もなかなか確保できないとかいろんなことがあって、41人が今いいだうということです41人乗りに小さくしております。で、その際ですね、最低の利用人数、効率的な運行を図るために、以前は15名以上の、先ほど柏原議員言われました要綱の中でも最低この人数いなければ走らせませんよっていうのが15人から10人に見直しをして利用団体がより使いやすく工夫もされたというふうに経過があります。

その際にはですね、おかげばんばくんのイラストをあしらうなど、町外に出た時に置戸町のPRも兼ねて運行させたらどうかというアイデアもあって、まあ今もですね、私も札幌に行った時に福祉バスがあると「おおっ」て言ってる人たちを見たことがありますので、やはり目立つバスでQRコードもついてて、それでまあQRで見てる人もいるのもあって、効果あるんだなっていうふうに思っております。新型コロナにより利用が落ち込んだ時期もありましたが、ここ数年は60日程度の運行実績があり、令和7年度においてもまあだいたいその数字で今推移しているところでございます。福祉バスの利用については置戸町福祉バスの運行に関する要綱、先ほど柏原議員が参照されている要綱に基づいて今運行、それから許可をしております。そしてこれは令和3年に策定されて、それ以前はどうだったのかということでいきますと、導入当初からですね、内規の使用要綱として内規運用されていた

経過があって、それを少しずつ拡大して令和3年度に見直しをして今の要綱で運行してるということになっております。

運行は町及び教育委員会が主催する事業、公共的な団体が住民福祉の増進を図ることを目的として実施する事業など、福祉事業を実施するために運行するものとし、まあ福祉、教育ですね、使用の目的及び使用できるものは会議や視察、研修会など、まあその他もありますけども、先ほど議員おっしゃったとおりであります。

その他の例外の使用といたしまして災害緊急を要する場合、団体として町、町議会、町の執行機関、附属機関、町長の諮問機関外、町内の公共団体で具体的に要綱を定められた団体が使用目的に沿って使用することを条件に許可をしております。

また、その他の運行といたしましてはスクールバスを代用できない場合、例えば小中学校の学校がやってる時に高校で使いたいとか、それからその逆もあります。その時にはあの学校のスクールバス代用として走らせる場合もあります。団体の性質及び運行の目的が公共的なものであると認めた場合に、特任としてまあ3項で要綱で認めて町長が特に認めるものということが謳われておりますが、まあそこが結構いろいろな曖昧なところもある、スッキリしないところもあるんですけども、まあ借りる側にとってはいろんな疑義があるんだろう、あそこが良くて私の団体はなぜ駄目なんだろうということはあったのかもしれません。それからあの担当からもお断りしたという例も聞いております。

議員からはその使用範囲を拡大する考えはないかとの質問ですが、まあ令和3年度に一旦整理をして、今現在のバスは要綱に基づき公共的な団体に限った形で運行しておりますが、その内容につきましては団体の新設や廃止により定期的に見直しをしていく必要はあると思っておりますが、任意の団体や事業所、関係団体が対象団体の範囲を拡大した場合には使用制限を広げればあっちこっちから断れなくなるっていうこともあるので、まあ当面の間は拡大は行わず、引き続き運行の目的と公共性を確認しながら許可をしていくことの運行を図っていきたいと思います。

今回質問があつて調べましたらですね、導入した時点の時に役場の職員の野球大会もいいよっていう書き方が昔のことありました。平成4年頃、それは途中で消えています。きっと職員の厚生事業に税金を投入してバスを運行するのはいかがだろうということで、疑義があつて内規をですね、書き換えたんだと思います。

当時は置戸町を代表していく野球大会だからいいだろっていうこともあったんでしょうけども、それがなくなってるのはやはり時代の移り変わりのなかでふさわしいかふさわしくないかっていうのは判断されることもあるんだなというふうに思っておりますし、近年でいけばですね、ファイターズの観戦ツアー。これについてもあのファイターズの後援会についてはいろいろな考え方があるんですけど、当時も協議がされてですね、社会教育課の方と協議して、スポーツ振興、それから後援会の方も置戸町として支援する団体ではないだろうか。それから条件として、その会員だけで使うのではなくて、広く町民の方々に公募を求めて参加できるような体制をとったら許可しますというようなことで運行されてる例もあります。

また、一方でですね、まあ今人数が少なくなってる団体が多くて10人に満たないような場合もありますけども、それについてはですね、やはり運行経費は今、年間で360万円ぐらい。まあ先ほど言いましたように60回ぐらい使ってることでいけば6万円ぐらい1日走らせれば掛かる。まあ

もっと日数は、実は利用回数と日数っていうのはちょっとずれてまして、泊まりで行く宿泊を伴う使用もありますんで、そんなことでいくと少人数で行く場合の拡大っていうのはなかなか難しいんだろうなと、まあそれはどうしても行かなきゃならない特任が、要件があれば再考できますけども、公共機関で行くとか、料金を払えば行けるようなものであればそちらをご利用いただくことも言っていかなければならぬというふうに思っております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 要綱に関しては私も資料としていただいておりますので、令和3年に要綱の改正があったのかなとは思ってます。ただ、先ほど最初に言ったように、高齢者のなかには老人クラブさんだとかってあるんですけども、我々65歳以上の方々の某団体から我々もあの利用させてもらいたいんだけど、まあ届け出は出したけど、まあある意味内部協議はされたんでしょうけども却下されたと。で、そこの構成団体は私が資料もらってるなかでは名簿上40名以上の団体で、まあ通常そういう集まりの時には20名から30名程度集まるんだということで、あのただ却下された理由がまあ公共的な、先ほど言ったようにフローチャートって言うんですか、これに載っているようあの団体からはちょっと外れると。ただ、今私が言いましたように65歳以上の方すべて置戸町民、高齢者でなかなか今物価高騰のなか、研修に行きたくても宿泊代金も高く、交通費も高騰しているということで、そういう研修に行くことすらちょっとままならなくなってきたると、そういう申し出があったんですけども、そこでまあ先程町長が言われたように拡大解釈っていうか、やっぱり高齢者ばかりではないんでしょうけども、やっぱり町民として置戸町に貢献して来られた方々のことですので、あのそういう枠の範囲を広げれることができないのか。そしてここのなか、要綱のなかに先ほど町長が言われたように、使用者についてその他町政運営上特に町長が認めたものという項目もあります。先ほど僕が言ったように却下されたことは最終的に町長判断で却下されたのか、その前段で却下されているのか、そこも含めてお伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 却下をした部分については書類として却下したわけではなくて、きっと窓口で申し込みされた時に、これはまあ日にちを置いて協議した結果を言われたんだと思うんですけども、あのすべて私のところに可否をですね、決定することにはなっておりません。

まあその団体はですね、私はあの想像はできますけども、ここで申し上げるにはちょっと差し障るものがあるんですが、実は福祉バスなので年齢要件で高齢者の集まりであればいいかっていうこともまあひとつの論点になります。そこは規約もあるのかもしれませんけども、まあお聞きしてると何らかの年金受給の会なのか、例えばそれ以上社会保険の年金の職域単位でも私は年金受給者の会だって言えば、そこももしもそれを認めればですね、あり得るし、まあ先ほど役場の野球部の話もさせていただいたんですけども、役場のOBとて人数がいてですよ、年齢がいってて目的はちょっとありますけど旅行に行きたいんだって言ったら、それではですね際限なくなることが想定されるんだろうというふうに、さっきの案件が同じものであれば、そういう案件でお断りした経過だというふうに私は思っておりますし、今回この質問が出て確認をしますとそんな内容がありました。

先ほど要綱は完璧ではありません。きちんと線が引かれてるわけではありませんし、3項では町長が特に認めるっていうやつで何でも捉えれるだろうということもあるんですけど、広ければ広げるほ

ど公平性、それから客観性が問われることになるので、なかなか難しいなっていうところもあります。

ただ、私も申し上げましたが、人数が少なくなつてなかなか集まらなくなつてきてる時にどうのかっていうことは少しずつ今課題が出てきてます。実はあるスポーツの団体で、人数が集まらないの他の学校と一緒にやらなければならぬとか、まあ高齢者のスポーツ団体でもそんなことが今現実として起こつてきてる時に、町民の数が10人いなんだから駄目だなっていうのがいつまでできるかっていうことちょっと考える時があるのかなと思います。

先ほど同一の団体の案件であればお断りした経過っていうのは、そういうことも含めて担当課の方で判断してお断りしたというふうに私は聞いてますし、私はその後今回聞いてですね、まあそのとおりだと思うということで納得しております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今の答弁では申し出があつて、まあ却下したというか、受け入れられなかつたっていう部分は町長も理解するということの答弁だと思います。ただ、私も言いましたように、置戸町民、その会の団体名を出すのはやっぱりちょっと問題あると思うんで、やはり置戸町民で今まで置戸町に貢献して来られた方々、公共性があるというか、まああの社会教育だとか、それから他の公共的な組織ではないにせよ、やっぱり置戸町民であるというのはやはりなんて言うんですか、認めていただきたいなという思いであります。

そして私、先月8月かな、福祉センターで繋がり倍増計画っていうワークショップみたいなところに出席させてもらいました。なかなか今町長がおっしゃったように、だんだんいろんな組織が、参加者が減つて少なくなつてきてると。そのなかで縦・横・斜めの繋がりをどうしていったらいいかっていう、そういうワークショップみたいなことがあって、そこに参加させてもらいました。やはり高齢者になると、外出も含めてだんだんだんだん消極的になってくるんだと思います。で、ただ今私が言つてゐる団体が将来的には使用していく可能性がないわけではないでしようけれども、今やっぱりあの望まれている部分でいけば、町長として独自の判断をしていただけないものかなと私はそう思つてゐんですけどもいかがでしょうか。

○岩藤議長 柏原議員にお伺いします。あの特定の団体、その目的をとりあえずここで発言してもらわないと、ちょっと聞いている方としては何を質問して、何の団体で、何の目的のためにっていうのがちょっと明確ではないので、そのあたりちょっとお伝え願いますか。

5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 はい、わかりました。団体名は某団体ということでよろしいでしょ
うか。

○岩藤議長 はい。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 団体については町から公的な補助金は受けていない団体ですけども、親睦を深め、それから研修等に行きたいということで、1泊2日の宿泊を今までこうやってたと。ただ、宿泊費が物価高騰の中で高い、それから交通費、送迎の部分も高くなつて、なかなかそういうことができなくなつてきてるという、まあ申し出というか、そういう話がありまして、今までに福祉センターの方にお伺いを立てたところ駄目ですという話があったと。置戸町内に住む、まあ老人クラブさんは公共的な組織団体と認められている。なんて言うんですかね、似たような組織だけど、ある意

味公共性が認められてない団体で、そこで何ら差異はないんではないかということで、できれば利用させていただきたいということです。よろしいでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 実はその過去の経過も見ていることなんです。実はその団体は以前からも活動をしていて、研修っていうことだったのか、ちょっと旅行だったっていうのはちょっと僕も判断はつかないんですけども、以前は借り上げバスを借りて、組織を事務局になってる方々が毎年、コロナ禍ではやってなかつたのかもしれません、旅行に行ってるあ団体だっていうふうに私は承知しておりますけども、それは先ほど言いましたように、元々そこの団体でお金を出してレンタカーっていうか、借り上げバスを借りて行ってたところであって、そして先ほど言ったそういう同じ条件の団体というのは他にもあります、いろんな、これでいけば私さっき言っちゃいましたけど、年金友の会だと思うんですけども、年金の種類によってそれぞれあると思います。それを広げればですね、他の団体も他の団体もというふうに可能になっていくことになる時に、これ終始がつかなくなるるんだろうと思います。柏原議員も一方ではですね、つながりがなくなったり、引きこもりの高齢者が増えるなかで、そういう機会ってのは大事だと。それはもうもちろんそのとおりだと思います。それであればですね、そういう年金友の会だけではなくて、違う集まりで申請を出されるだとかしてもいいのかなというふうに思いますし、さっきのあの実は老人クラブで研修って言ってても、それは旅行っていう、団体で使ってもいいよっていうところもあるだろうっていうところもあるんですけども、やはり広げるにあたっては、やはり公平だったり平等だったりを見ながら広げていかなければならぬので、まあ先ほど言わされました1件についてはお断りして今の段階だと妥当だと思っておりますし、まあ時代背景が変わっていくなかで人数の制限だとか要綱っていうのはがんじがらめではないので見直しは図られると思いますが、今の段階で特定の、先ほど言われてる団体での利用っていうのは難しいなというふうに私は率直に思ってますし、今の要項上ちょっと今貸せる状況にはありません。

要綱を変えねばですね、高齢者以上でこれ何歳以上の集まりであれば、10人以上集まればオッケーですよっていうような要綱になればきっと終始がつかなくなるかなっていう懸念もありますのでご理解いただきたいなと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 今、町長が言われたように察するところ、まあ同じ私の方からは言いませんけど。いや、分かりましたってまあ言いたいところですけども、これ今日こここの議会で私も発言させてもらって町長の考えだということで、この要綱に関しては今現在は町長判断で却下するよということの理解でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 これから出された時も同じ今のこの要綱でいけば同じ判断になると思います。で、過去お断りしたのは、お断りした後のことを探しているので、その時に可否を判断したわけではありませんでしたので、まあこれから出されても今の段階ではその団体につきましてはですね、許可しないというふうに思っております。内容等深く詳しく見てみないと分かりませんけども。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員〔一般質問席〕 わかりました。要綱を変える、今の段階では変えるつもりはないと。

それとまあ話を受けた事務局が判断がつかない場合は、最終的なおそらく町長の方の判断を仰ぐという要綱の流れだと思うんです。まあ今までその判断がなかったということで、まあ現場で却下したよという判断で、できれば先ほども言ったように、置戸町民でやっぱり今まで町民として貢献されてきた方々ですので、緩やかな緩和を望んで私の質問は終わらせていただきます。

○岩藤議長 次に2番 前田篤議員。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 それでは私の方から町長に質問をさせていただきます。ここに9月号の広報おけとを持ってまいりました。いつもあのなか町長のまちづくり月記を読ませていただいてるんですが、このなかにも町長が平均気温が平年より5度も高く、本当に暑い夏でしたと、この夏を振り返っておられます。私も猛暑日を記録する日中だけでなく、夜間の気温も下がらない寝苦しい毎日が続いていたことを今でも思い出しております。

そんななかですね、町民から猛暑日の葬儀で火葬場へ足を運んだ親類が暑さに耐えられなくて、葬儀会場に戻って休んで、また火葬場に戻って収骨をされた、そういう話がありましてですね、まあそんなに年間日数は使ってる施設ではないかもしれません、あまりの暑さなものですから、ここにエアコンを付けるってことは何とかならないもんだろうかと、私にちょっと相談がありまして、それでちょっといろいろ調べさせていただいたんです。

中里にある火葬場についてはですね、昭和52年建設がありました。築48年が経過しております。トイレにつきましては浄化槽を設置した水洗になっておりますが、建物としてはとても古くなったなと私は思っております。

靈柩バスについてもですね、平成4年の納車で33年が経過して、メンテナンスの部品ももう調達が難いのではないだろうかと心配になっております。

そこで、町長にこの現状を踏まえてですね、これから火葬場、それから靈柩バス等のあり方、今後どうしていかれるかっていう考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 前田議員から火葬場、それから靈柩車の今後についてということでご質問でございました。あの、前田議員が町民の方からそのように言われたというように、同様に私も複数件から葬儀は暑い日に重なった方が何件かあったようで、その時には使わせてもらってなんんですけどもっていうお話を承ったのは私も記憶が有りまして、なんとかならんのかなと。一般的には公共施設エアコンを整備してきてます、優先順位を付けてですよ。そんななかで今回の猛暑日の葬儀っていうのは、先ほど言わわれた例でいえば、焼いてる間に葬儀場に戻って昼食を摂られて休まれたってのは賢明だったんだろうなというふうに思っております。

また一方で、近年ですね、お座りするっていうのが、正座をするってのは辛くなってきてるっていうことも言われて、まああそこはまだ小上がりがあって、あそこで正座してご飯を食べるっていうのは高齢者でも大変になってきてるって言うようなことも加えて言われることもあります。まあ本当に暑い夏だったんですけども、これが来年から涼しくなるかって言ったらそんな確約はないのが今の地球温暖化の現状だと思います。まあ、エアコンについては先ほども申し上げましたが、優先順位を決めて設置を進めておりますし、火葬場においてもでも設置する必要があるだろうというふうに私は思ってます。

ただ一方で利用頻度の方を見ますとですね、以前はですね、もっと頻度が高かったんですけども、実は皆さんもご承知だと思うんですけども、町外で葬儀をされる方、とりわけ北見で葬儀をされる方も相当増えてきて、北見で葬儀をされる場合はもっぱらが北見の火葬場で火葬されるっていうのが通例というふうになってて、本町の火葬場の使用っていうのはまあ約6割ぐらいしか、4割はもう町外で火葬されてるっていうような現状もあって、年間利用頻度としては40件ぐらい。それで暑い夏と冬とシーズンを分ければまあどうなのかなっていうこともありますけども、エアコンについては大きな、そんな巨大な施設ではないので、あそこで待ってる休憩室っていうかご遺族の方が待つ部屋なので、エアコンの整備については担当課に予算の計上を指示したところでございます。

あと靈柩車の関係でございますが、これも靈柩車もですね、実はご遺体を納める箱が最近大型化して、置戸の平成4年に購入した靈柩車では収まらないっていうこともあります。収まるしつぎもあるようすけども、そんなんで今の町内で行けば葬儀社の方でお持ちの大型の車両は本社の方で送迎をしてる例多くなってきております。

それと近隣町村を見ますと、靈柩車を町が持っているっていうことが少なくなってるっていうのも調べて分かりました。今町内で葬儀をやっていただいている業者さん来ますと、うちの方でも使用を何も懸念なくお使いすることもできますよということのお話を伺ってますので、靈柩車はですね、年数は古いんですけども走行距離はそんなに行ってませんので、35,000キロメートルです。それでご懸念の部品もないでしょうっていう話なんんですけど、まあ今委託をしてる会社さんでも丁寧に扱っていただいているのか、大きな故障っていうのは今のところ発生しておりませんので、今の靈柩車とそれから葬儀社のお持ちのワゴン車で町内の葬儀は対応できるのかなっていうふうに思っております。

あの葬儀場の更新っていうところに言及してきますと、まあ公共施設の個別計画ってのがあって、葬儀場はその他の施設で、まあ長寿命化を図りながら使っていこうということになっております。耐用年数としてはもうとっくに過ぎていますが、メンテナンスをしながら、特殊な建物でありまして、ご遺体を高温で焼きますので耐火レンガとか、その設備についてはメンテナンスをして、定期的な修繕を繰り返しておりますので、まだ一定程度持つんだろうというふうに思っておりますので、まあそれでも建物が古くなってメンテナンスも効かないということになる前にはですね、まあ広域での先ほど北見での葬儀も多いということもお話しさせていただきましたが、1市4町の定住自立圏の枠組みだと、そういうところでの対応がどうなのかっていうことも検討していかなければならぬと思っております。

まあ再建築費でいくとですね、今の施設整備課で試算した表で行くと、当時4,000万円ぐらいで取得した建物が、再建築費で7,000万円ぐらいって言ってるんですけど、そんなことは全くありません。今でいえば、あの特殊な建物でいけば片手億ぐらいはいくだろうという、まあ正式な見積もりではないんですけど担当者の話です。

その費用に高額をかけるのはなかなか計画性を持ってやらなければならないなというふうに思ってますし、今長寿命化がまだ図られるという段階では、更新というところには至らないというふうにご理解いただきたいと思います。修繕を適切に行ってまいりたいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 答弁ありがとうございます。私の方もちょっと置戸の火葬場の利用

状況っていうのは調べさせていただきました。町内で令和6年に亡くなられた方が63名だったでしょうか。火葬場の使用回数が40回ということで、但しその40回の使用も置戸に縁のある町外の方が、親類か何かの形なのでしょうか、葬儀を置戸で行い、置戸でだびに付したという例も数件あるよう聞いておりますので、町長の言われたように3分の2程度の方が置戸の火葬場を利用されてるんじゃないかなということで、私もそう思います。

それでですね、靈柩バスのお話は大事に使っていただきてるので現状使えるのをそのまま現状のまま使っていきたい。入らない棺等がある場合にはまたその都度考えられるということだというふうに思います。それでの火葬場の私エアコンの話をさせていただきましたけれども、町長からもその現状で小上がりなる和室という形はどうなんだろうお話もありました。それを踏まえてエアコンと中の施設を一部改修するっていうお考えがあるという考え方でよろしいでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 えっとですね、小上がりがどうかっていうこともあって担当課とも話をした時に、やはりあそこで高齢者で横になられるっていう方もいるんだっていう実態も聞きした時に、小上がりを全部なくすってことにはならないだろうと思っております。それから正座ができなくて座椅子っていうのも設置して利便も図っているということもあって、まあ予算編成までに見積もりも含めて検討しましょうというお話をしますが、まあ構造的なものはまだはっきりしておりませんが、エアコンの設置は何とかあの高額でなければやっていきたいと思いますが、中の改装については再度まだ検討したいと思っております。あの座椅子で用が足りるんであればよろしいでしょうし、そして小上がりで横になりたいっていうご遺族がおられるって言うのもあるんであれば、全くこの時代だからみんな椅子席の方がいいわっていうことにもならないんだろうなというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。まあ今後検討する、それは今年の予算編成に検討したいと思います。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。やはり遺族にとりましては、亡くなられた故人との最後の時間でありますから、その時間やっぱりできるだけ側にいてあげたいと思うのが僕は人情だと思うんです。ということを考えますと、エアコン付けていただいて、あのやっぱり側にいられる環境を整えていただくという方向でぜひともやっていただきたいなっていうふうに思いますが、そのような形で手を加えられて町長はあの施設はあとどのくらい使っていかれるっていう考え方の構想はお持ちでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 構想というか、担当とも話して修繕の仕方もあります。今屋根もだいぶ古くなってきて塗り替えもしなきゃならないでしょうし、それ平屋といえども耐震化はできておりません。まあ今構造上大きな修繕を必要だっていうところはないんですけど、それはあの経年劣化とともにどのようにしていくか分かりませんが、私の目処ですよ、専門家としてではないですけど20年は持たせてていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 はい、なかなか悩ましいことだと僕も思います。今回の質問するにあたって、道内の状況で火葬場を廃止したところがあるんではなかろうかと調べてみました。留寿都

村では令和2年に火葬場を廃止して、喜茂別町にあの火葬することを委託しているようです。それから虻田町と洞爺村が合併した現洞爺湖町でしょうか。虻田に持っていた火葬場を廃止して令和5年に伊達市に委託をしているんだなっていうのも見ました。

使えるものをまあできるだけ長く使って、将来的にはそういうことも考えられるのかなと思いますので、まああの状況を見ながら判断していっていただきたいというふうに思っております。私の親類が訓子府町にいたものですから、訓子府の火葬場は幾度か使わせてもらったことがありまして、中に備え付けられているテレビがブラウン管のテレビでしたから大体作られた年数はその頃なんだろうと、私はいつ作られたか見ていません。ただ、まだまだ新しく、確か炉も2つ付いていたように私は思っております。そういうことも選択肢の一つにあるのではないかというふうに考えておりました。広域でこれからいろんな施設をお互いに使い合ってことは増えてくることであろうと思われますので、その辺もあの選択肢のなかに入れていただきながら検討していただきたいというふうに思っております。町長、何かありましたら。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員のおっしゃられるとおりだと思います。実は本町も先ほど定期的にメンテナンスをしてるっていうことを申し上げましたが、その時には北見市、それから訓子府町と連携を取りながら、うちの炉が工事中なので訓子府の火葬場を貸してくださいとか、それから北見市の、まあ留辺蘂ですね、留辺蘂を貸してくださいというような融通をし合っています。それから定住自立圏で、広域でこういうような施設、人口が減少していくて死亡人員は今横ばいですけども減少していくと、減っていくことが推察されますので、その時に各町、各町でそれぞれ更新をしていくということが本当に効率的なのかということも検討していくことが必要だというふうに私は思っております。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員〔一般質問席〕 大体質問させていただくこと、大体喋り終わったかなとは思っておりますが、この頃ですね、家族葬が増えてきて、葬儀終了という案内がずいぶん死亡欄にありますけれども、それをさらに超えて今はその葬儀会場を使わずに自宅でごく近しい者だけで葬儀を行って、それでそのお世話になった葬儀社の、要するにワゴン車でご遺体だけだびに付して後は車で着いて行ってというぐらい、いろんな形。さらに都会ではですね、直行と言って、24時間置かねば火葬許可が出ないと私理解しておりますが、そのあとどこかの会場で1日時間を借りて、その後もうすぐ火葬場に行って葬儀も何も形だけ、家族だけで見守っただけで葬儀をあげるっていうのも時代なんだなというふうに思っております。

これからやっぱりそんな時代でいろんなあの形、個人個人の形が出てくると思いますので、そういう人たちにも寄り添えるその火葬場のあり方っていうか、その辺も町としては考えいかなければならぬことなのかなと思います。

以上申し上げまして私の質問終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。

午後1時から再開します。

休憩 11時53分
再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

- ◎日程第 3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から
◎日程第12 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまで

—— 10件 一括議題 ——

○岩藤議長 日程第3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第12 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの10件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に進みます。

〈議案第38号 損害賠償の額の決定〉

○岩藤議長 次に、議案第38号 損害賠償の額の決定について。

質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 損害賠償の額の決定についてということで、そのなかで事故の概要の中で、今後はバック駐車の徹底を行っていくという、指導の方をしていくというお話がありましたが、それだけではちょっと対策として不十分ではないかなと私の方で考えます。というのも、これが今回は人身が絡む事故ではなかったというのは不幸中の幸いであったゆえに、これがもし後ろに人が歩いたと思って確認もせずバックして、人にもしぶつかっていれば重大な事故に陥っていたと思われます。これはもっともっとちゃんとした対策というか、例えば同乗者2人以上いる場合は必ず1名が後ろを確認し、バック誘導して安全を確保しながらバック、下がる等の対策を行っていかなければいけないと思いますが、ほかに対策何か考へてるでしょうか。お答えください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 ご指摘ありましたとおりですね、今回のケースでいきますと、個々の要因ってい

うのはまあ大部分な部分ではありますけども、それぞれの職員、まあ同乗されるケースもあるし、されないケースもいろいろパターンはあるんですけども、基本的には個々で対策していただくということと、やっぱりあの公用車であれど、自分の車両とみなしてですね、しっかり安全確認、その辺熟知して運転していただけるよう、まあこちらとしても改めて再発防止に向けて努めていきたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 個々の確認、それはもちろん当たり前のことであると僕は考えます。昨日あった報告第8号、第9号の中でもこちら専決処分等で説明なしで、まあ説明はその前に受けたので分かってますが、こちらに關しても基本的にはその電線を傷めてしまったという事故に關しても、これも作業員のやはりしっかりと安全確認及びいろいろなことができてなかったというなかで、しっかりとやはりですね、危険予知トレーニング等を行って、しっかりとこの状況ではこういうところを必ず注意するんだっていうマニュアルをしっかりと作って、やはりもう今後二度とこのような事故は起こさないというようなトレーニングを全職員徹底しなければいけないと思う事案であると思います。このあとにもあると思うんですけど、図書館のシャッターの件に關してもそうです。すべてにおいて町として、町役場としてですね、しっかりとここら辺対策は行っていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○岩藤議長 副町長。

○蓑島副町長 今回の山田議員のご質問でございますけども、あの議員おっしゃられますようにですね、報告で作業中の事故を含めてですね、近年交通事故、職員による交通事故が増えております。それですね、あの該当職員につきましては置戸町職員の交通道徳高揚に関する訓令というものがございまして、それに基づきまして厳正に処分をいたしてまいります。それとですね、いま施設整備課長が申し立んですけども、交通安全運転管理者がうちの職場にはおりますので、交通安全運転管理者の中でですね、全職員に対してきちんと交通安全の注意喚起、また再発防止策について注意喚起を行っていくと。また、先日の課長会議におきまして、全課長に対しまして交通道徳の徹底、それについては指示をしているというところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 次に、議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第3号）、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 歳出の方ですが、移住・定住促進事業、このなかで施設用備品とありますが、今時の定住対策の部分でいけばエアコンというものはどういう形であれもう設置をして、そういうPRを

しながらお客様に入つてもらうという、そういう、それぐらいのことは計画しているんでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 エアコンにつきましては今回の、今改修工事の中の工事費に含まれております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 はい、ありがとうございます。今時はやっぱり本州とほぼ同じような夏の高温が見受けられますので、移住・定住の部分についてはそういう、これからもそういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 今の、その移住・定住促進事業に要する経費のことですけども、説明の中で高級感を出していくようなお話をございました。田舎暮らしの体験住宅としては私もあちこち見て歩いてますけども、気軽に使える住宅、そういうのも欲しいという要望もすごくあります。だから、そういう人たちは来てくれた時にはこういう高級感で、もしかして借り上げ料も結構するんじゃないかなっていう心配をする声も聞いておりますので、その辺はどうお考えか、お答えください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○大戸企画財政課長 ニーズは多々あります、今回もペットはどうなんですかっていうお話を受けてきたということがございました。ですので、まずは今回まあ1棟2戸につきましてはこのよう形で進んでいくんですけども、あとはそのお客様っていうか、移住希望者のニーズを組み取りながら対応していくけるような方策っていうのも一つの考え方であろうなというふうに思っておりますので、やはりまずは先行して、この1棟2戸をやっていくなかで広げていけたらなというふうに思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 その辺についてはよろしくお願いしたいと思いますし、移住・定住に限らずですね、あの北海道のどっかある町を拠点にしていろいろのところへ行くための手段として、ちょっとだけ泊めていただきたいというか、そういうようなニーズも随分あるというふうに聞いてますんで、そういう場所に置戸はなり得るのかなということも考えておりますんで、その辺も協議しながら進めさせていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 道路橋梁費で4トンユニック車の代車というお話をありました。単価と日数をどうぐらい考えているか教えてください。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 今、ご指摘ありましたユニック車の借り上げ料の単価と日数でございますが、税抜き前で2万9,000円、税込みまで3万1,900円、1日です。それを21日間借りるという中身で、今回計上する相当分の金額を計上するものとしてます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 一番下段の図書館の管理運営に要する経費ということで、今回シャッターの修繕ということでありましたけども、この図書館っていうのは実はもう20年が経過しているということで、ほかの部分についても結構劣化してあるのではないかというような心配をしております。シャッターもそういうことで修理はいたしますけれども、ほかの部分についても見守るというか、見積もりするというか、点検するというか、そのような考えはありますか。

○岩藤議長 図書館長。

○小野寺図書館長 はい、図書館のほかの設備含めてのところなんですけども、今年エアコンの設置をさせていただいて、空調がちょっと古くなって玄関先があまり涼しくならないということでやらせていただきました。やっぱり暑さ対策というところで、そのところは先行させていただいたんですけども、やはり照明、現在の照明がまだLEDではありません。ただ、デザインの問題などもありまして、その改修もどうしていったらいいかっていうのも考えなければならず、これからなんですけども、来年度予算はこれから予算編成などあると思うんですけども、そちらの方でまあ今年三上建築設計事務所さん、設計されたところに講演に来ていただきまして、その社長さんとお話をさせていただいて、まあそちらの方で改修の検討も考えていいよというようなお話をいたいでるので、来年度ちょっと予算計上して一度総点検と言いますか、そういったことをして順次修繕などを行いたいなと考えているところです。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 多分講演会の時、私もいたと思うんですけど、その講師の方の上のカーテンのところも傷んでるようのがすごい目についてですね、やっぱり20年経ったらそういうことが起きるんだなというふうに思いましたんで、その辺は十分検討して先に進めていただきたいというふうにお願いいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 中学校管理に要する経費、エアコンの設置工事、減額補正です。それと図書館のエアコンについても減額補正、それから前に戻るんですけども養護老人ホームのことについても減額補正なんです。これ、当初の予算見積もりが甘すぎるんじゃないのか。これだけエアコンの部分について減額補正というのはいかがなものかと思うんですけど、どうでしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○塚田施設整備課長 今、ご指摘ありましたエアコンの金額の件でございましたが、あのやはり予算時期にですね、なかなか機器の上がり方っていうのが想定できない状態です。で、聞き取りしましてですね、大体10%ですか、少しやっぱり見込んで入れとく必要がありますし、機器の確保っていうのもかなり厳しい状態で、各市町村もエアコン関係で施設周りつけてるっていう現状も結構多いもんですから、そういった予算も、工期も含めてですね、検討した結果少し多めに予算を付けてる次第でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 図書館管理運営に要する経費でやまびこ号車庫のシャッターの話であります。軽量シャッタ一本体、それからガイドレールの取り替えもあるというふうに聞いてはいたんですが、構造上あのなんて言うんですか、自然落下等のバランスを取るために、シャッターの一番上部に強力なバネが設置されるはずなんです。それが20年の経年によってその力が弱まっていた可能性もあるのではないか。つまり自然落下して空いてると思ったけど、実は降りてきて、それでそれによってぶつけたっていうことのそういうのも遠因の中にあったりするのではないかということが危惧されまして、今回の修理にあたって、そのバネについても取り替えの中に含まれているのかどうか教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 図書館長。

○小野寺図書館長 修理の方の見積もりは取ってるんですけども、一式と聞いておりまして、その細かいバネの部分も含むかどうかは、ちょっと今すぐ回答できない状況です。

○岩藤議長 2番。

○2番 前田議員 私も自分の仕事上、周りにシャッターがかなりありますと、ふと見ると降りてきてるってことはままあります。それがまだ使える施設でありますから、もしその時に交換するリストの中にバネがないのであれば、バネは僕は入れるべきであろうと。今後の施設の維持管理のためにもと考えますので、その辺ちょっと調べてみていただきたいと思います。

○岩藤議長 図書館長。

○小野寺図書館長 はい、一式というところで発注の際には確認しながら進めていきたいと考えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 最上段、国際化教育に要する経費の中で、こちらの説明の中で積算方法の誤りという説明があったんですが、そこについてちょっと詳しく教えてもらうこと可能でしょうか、お願いします。

○岩藤議長 学校教育課長。

○五十嵐学校教育課長 積算方法に誤りということの詳細というご質問かと思います。実はあの会計年度職員、地域おこし協力隊の時から会計年度任用職員という立場は変わっておりませんで、4月以降を地域おこし協力隊の身分ではなく、会計年度任用職員ということになりました。この間パートからフルタイムという時間数の変更がありまして、実はそこのところでですね、手当の率をパートの職員

の率で計算をしていた。4月以降はフルタイムになってるもんですから、フルタイムは率が違うということにちょっと気づかず積算誤りということで、今回計上させていただきました。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 はい、わかりました。ありがとうございます。今後、まあこれ本当に職員の生活に関わることにもなりますので、ぜひそのような誤り等はないように、もう一度、再度注意しながらやってもらいたいと思いますんでよろしくお願ひしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 嶸入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3項委託金。18款繰入金、2項基金繰入金。20款諸収入、4項雑入。21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻りください。

地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、3ページ、「第2表 地方債補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 嶸出7ページ、一番下段ですが、高齢者等住宅整備助成等に要する経費。今年のように大変暑いなか、お年寄りのところにやっぱりエアコンを設置してあげようということで行っている事業ですが、たまたまある人がこの助成金をもらいたいということで申請に行ったというふうに思うんですが、残念ながらその機種では助成できませんっていうふうに断られたというお話を聞いたことがあります。まあそれが1年落ちだったのかどうかっていう詳しいことまでは調べていないんですが、エアコンの設置を促すのであれば、まあエアコン本体の購入費の助成金ということではなくて、エアコン設置に関する助成金というふうに銘打ってですね、総体の工事費も含めた助成をした方がエアコン設置に向けては有効じゃないのかというふうに思うんですが、まずその購入費という部分で、機種の選定についていろいろあるかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 エアコン設置についての条件ということでございますが、こちらにつきましては非課税世帯ですか年齢要件のほかにですね、ある程度環境省エネ性能をクリアしたものということで、機種の方も絞らせていただいてるという状況でございます。

具体的には省エネ性能っていうのがカタログで表示されておりますので、その数値もしくは星の数で基準の方が決められておりますので、こちらの方については制度を周知する際にですね、一緒に周知をさせていただいてるところでございます。

今回却下された案件があったということで、そちらについては今年の申請については19件受け付けたなかで18件の申請を受けているということで、1件却下されてるという、却下の決定を確かにしております。こちらについては環境基準省エネ性能の部分がクリアできてなかったということで、こちらについては、詳細については型落ちのエアコンのかなり大型のものを付けられたということでありますと、この省エネ性能の部分で基準が満たされてなかったということで却下をさせていただいております。ただ、取り付け、また周知の際にはですね、こちらの方も一緒に周知をしてるものでございますので、そちらについては購入する際に確認をしていただくというのが原則なのではございますが、基本的に町内の業者さんについてはこういった制度をきちんと理解したうえでエアコンの機種も含めて進められていると思いますので、そういったところに相談していただくとか、町外の業者さんであってもこういった制度があるということをまず一度相談をしていただくことがこの省エネ性能含めてですね、基準に収まるということではあると思いますので、今後このエアコン購入の助成については制度の周知もしっかりしてまいりたいと思いますが、今回の経過についてはそういったことでございます。

○岩藤議長 3番、よろしいですか。

3番。

○3番 石井議員 今年のような暑さのなか、どんなものであろうとも、とにかくエアコンを付けたいっていう需要があると思うんですが、特に高齢者の方、逆に言うと小さいお子さんのいる家庭においてもエアコンを促進していくべきじゃないのかなというふうに思うので、まあ今後もう少し緩和をしていただき、エアコン設置に関する助成金としてちょっと考え直してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 副町長。

○蓑島副町長 今、あの石井議員おっしゃられたことも当然かなというふうに思っております。ただし、今年度につきましては、要件につきましては省エネ性能というのはアナウンスをさせていただいておりますので、それに伴って買ってる方もいるということで、それを無視してその方に補助金を与えるということはできかねます。それでですね、これから来年に向けてですね、その辺もしっかりと再検討させていただきたいなというふうに思いますのでご理解願います。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 一般会計補正予算事項別明細書（第3号）の9ページになります。下から2段目、有害鳥獣駆除に要する経費。こちらの方、保険料ということで町長判断による判定の発砲許可書の事故分の保険料ということですが、昨今メディア等でも話題になっている、やはりこの居住地に熊が出た際に、まあ自治体の、町の判断で発砲の許可が得られるということですが、こちら保険料とは関係ないんですけども、例えば今猟友会とこちら役場の方で一体どういうような話し合いになってるのかなということが、もしちょっとわかれば教えてもらいたいなと思います。猟友会の方でもしっかりと町長判断に従うよというようになっているのか。というのは、昨今、道の猟友会の方でもなかなか指示に従いづらい、過去にその警察の許可があって発砲したあとに、まあハンターの資格が取られてしまう、剥奪されるという経緯もあり、なかなかこれ難しいモデル、何か町と猟友会で話って進んでるのかつ

ていうのが、もしわかれれば教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 改正の鳥獣保護管理法がですね、9月1日から施行になりました。それでですね、危険鳥獣の獣獵、獣獵っていう表現するんですけど、獣獵を捕獲者に委託させて実施させることができます。これを緊急獣獵と申しますけども、この緊急獣獵の行う市町村長が発砲の許可を出す場合にですね、4つの条件が課せられています。

1番目に危険鳥獣、熊等が人の日常生活圏、住居、広場、乗り物等に侵入、これが1つの条件です。2つ目に危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、これが2番です。3番目に獣獵以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲をすることは困難である。それで4番目に避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない、この4つの条件がですね、整った時に初めて発砲許可を出すことになっております。

それで猟友会との関係ですけども、実は7月9日にですね、9月1日からこういうことが始まりますよってということで猟友会の方に集まつていただきまして、町の駐在さんと我々担当と副町長と、一応こういうことがありますということでざっくばらんに意見交換しましょうということでお話をします。なかなかあの昔の経過ですか、いろんなことを、昔もこういうことがあって町の要請で銃を持ってきたんだけども、なんで銃持ってきたんだって警察に怒られたとか、そういうこともあったということ、いろんなことをざっくばらんにご意見いただけました。ただ、まあ町の一大事なので協力はしないよってことじゃなくて、積極的にやっていきましょうということで打ち合わせを行っております。

また、8月4日にですね、役場内ですね、例えば福祉部局、教育委員会部局、そういった部門の方と集まつてですね、実際に町で出た時にどう対応していこうか、住民をどう避難させていこうかってことでいろんな意見交換をしてます。まだ始まったばかりなので、今後猟友会ともいろいろな机上訓練ですか実地訓練ですか、そういうことやっていかなきゃなんないよねってことでは意思疎通をしてますので、ほかの町ではいろいろニュースで出てますけど、わが町では絶対出ないってことではないので、きっと町でもあり得ることなので、この部分については猟友会としっかりとタッグを組んで進めていきたいということで話し合いはできてますので、そのように進めていきたいと思ってます。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 ありがとうございます。やはりしっかりと猟友会とタッグを組んでやってもらって、まあ本当に僕この町に住んでから町の中で熊を見たこと1回もない。ちょっと町外れで見たことちょっとありますけれども、それぐらいなかなか、なぜ札幌にあんなに出て置戸にこんな出ないんだろうというくらいこの自然に囲まれてるなかで、熊が本当に、餌が豊富にあるのかなと思うんですが、それでも迷い熊が町の中に来ることも何年かに一度はあると思うので、ぜひその辺はしっかりと、あの町として指針を持って、猟友会にもスムーズに連携をとって、まあ駆除するのか、山に追いやるのか、その辺の判断、その時の判断によると思いますけども、しっかりとやってもらえるようにお願いしたいと思います。

○岩藤議長 ほかに。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 今の関連で、許可を出す首長が庁舎にいる時にはいいと思うんですけども、これもし、まあ町長が不在な時の判断っていうのは副町長が担うのか、連絡確認を取って町長判断を仰ぐのか、そこら辺ちょっと確認の意味で教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 おそらくこのような状況になりますと対策本部って必ずできます。そこに町長が不在の時は副町長が代行するということになると思いますので、当然電話連絡ですとか、そういうことはきっと取りながらですね、まあ最終的に町長の指示に従って、おそらく現場にいる人間は私どもだと思うので、本部の指示に従って獣友会の方にお願いすると、現場で私がお願いする形になるかと思いますけど、その部分についてはきっと本部の方で対応するものと思ってますので、そのように進めていきたいと思ってます。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 先ほどの社会教育費、図書館管理運営に要する経費で追加の答弁がありますので発言を許可します。

図書館長。

○小野寺図書館長 先ほど前田議員からご質問ありました修繕料、シャッター修繕のバネの部分なんですけども、こちらの方も取り替えの一式に入っているということで確認が取れましたので回答させていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第40号 令和7年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第41号 令和7年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。5款国庫支出金、1項国庫補助金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第42号 令和7年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 上段、介護予防ケアマネジメント事業に要する経費なんですが、このマネジメント事業を委託することになった経緯をもう一度お知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 介護ケアマネジメント事業の委託料、これは委託する経緯ということでございますが、こちらについては要介護認定に行く前ですね、要支援もしくはそこまでの介護度がつかない方を対象とした事業になってきますけれども、こちらについては町外含めて置戸町の案件を受けていただける事業者がなかったことから町の直営の町の福祉センター内に立ち上げている事業所ですべて行っているということでございます。

今回ですね、この予防事業に対して町外の事業者、今までそのケアマネージャー一人一人に受けた案件の数が決まっておりますので、置戸町の案件を受けられるほどのキャパがないということで、今までこちらの方を受けていただけたかったところではございますが、置戸町の案件を受けていただけるという事業者が出来たことによって、地域包括支援センターの方でその業者の方の委託を決定して、これから今後直営で持っていたものを少しずつ委託をかけていくということでございます。

なぜその委託をかけていくかということでございますが、町の方でも同じようにですね、抱えられる案件というのは決まっておりますし、定期的な訪問等にかかる時間っていったものは当然かかってくることになります。通常新規ですね、いろいろ事情のある案件については引き続き町の方がます

持つということになるかと思いますが、それ以外の継続してあまり状況が変わらないなかで継続していくものについては少しずつ外に出したなかで町の方のサービスの方相談業務ですとか、その他予防以外のところも町が全部持っていますので、それ以外の部分の時間について少しずつ作り出していきたい、サービスの充実を図っていきたいという目的で今回委託を勧めていくものでございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 石井議員 外部に発注するというか、委託するということは非常に残念なことなのかなというふうに思ってるんですが、今後委託しなくてもいいように人員配置をする考えはあるかどうかお願ひします。

○岩藤議長 副町長。

○蓑島副町長 地域包括支援センターの職員配置ということだと思いますが、本来ですね、介護保険のケアマネジメント自体は民間の業者が担うものでございます。介護保険制度が始まった当初からなんでもございますけども、置戸町の中でケアマネジメントを担当する事業所ができなかった、生まれなかったということで、直営の保健師さんを中心にケアマネの資格を取って介護認定をしている現状でございましたけども、それがだんだんできるようになってきたということで、外出しをしていくということで、今回予算を計上したわけでございますけども、先ほど所長が言ったようにですね、新規の案件、またあの相談案件、これにつきましては町の包括支援センターの方で担うと。比較的病状が安定していて更新、更新で行く、ケアプランも更新で行くものに関してのみ委託をかけるということでございますので、あの職員の配置につきましては増員する予定ということは今のところ考えておりません。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。

4款道支出金、2項道補助金。6款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。

○岩藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

3番 石井議員。

○3番 石井議員 先ほどの質問と一緒になんですが、下段、居宅介護支援事業に要する経費で、介護予防支援業務を委託することになった経緯をお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○菅原地域福祉センター所長 経緯についてということでございますが、先ほどの内容と経緯としては変わらず、事業者についても同じところとなります。先ほど一般会計の方での委託料については総合事業によるホームヘルプなどのサービスで、こちらについては介護保険事業による福祉用具のレンタル等のサービスということで、サービスの種類によって介護保険制度によるものは介護サービスの特別会計に載っているということでございますので、先ほどの経緯と同様ということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合契約の変更について〉

○岩藤議長 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合契約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について〉

○岩藤議長 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について〉

○岩藤議長 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第37号から議案第46号までの10件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参のうえ、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

休憩 13時47分
再開 13時54分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号から議案第46号までの10件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの10件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

ここで議案第37号から議案第46号までの10件についての討論を終わります。

これから、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの10件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 損害賠償の額の決定についての採決を行います。

議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）から議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して採決します。

議案第39号から議案第43号までの5件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 令和7年度置戸町一般会計補正予算（第3号）から議案第43号 令和7年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）までの5件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての採決を行います。

議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決を行います。

議案第45号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての採決を行います。

議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 決議案第1号 事務検査に関する決議

○岩藤議長 日程第13 決議案第1号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 柏原勝議員。

○5番 柏原議員〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第1号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月10日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された令和6年度置戸町一般会計・特別会計・事業会計決算の認定について、委員会における審査に万全を期するために、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものです。

決議の内容ですが、

1. 検査事項

令和6年度置戸町一般会計・特別会計・事業会計決算に関する事項。

2. 検査方法

- (1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。
- (2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査権限

決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。以上の内容による決議であります。よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わらせていただきます。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第1号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第9号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○岩藤議長 日程第14 意見書案第9号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第9号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第9号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号 國土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。

意見書案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号 國土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員の派遣について

○岩藤議長 日程第15 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

○岩藤議長 お諮りします。

ただいま議決しました議員派遣の内容に、今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要する時は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規程によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回置戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 14時07分